

黒川地域行政事務組合議会会議録

平成31年2月18日 第1回定例会

黒川地域行政事務組合

第1回黒川地域行政事務組合（定例会）

平成31年2月18日（月曜日）

出席議員（16名）

1番	金子透君	2番	浅野直子君
3番	犬飼克子君	4番	千坂裕春君
5番	佐藤貢君	6番	大友三男君
7番	和賀直義君	8番	千葉勇治君
9番	高橋正俊君	10番	山路清一君
11番	浅野俊彦君	12番	藤巻博史君
13番	早坂豊弘君	14番	佐々木春樹君
15番	若生寛君	16番	平渡高志君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条による説明のための出席者

理事長	浅野元君
理事	田中学君
理事	若生裕俊君
理事	萩原達雄君
教育長	上野忠弘君
代表監査委員	熊谷喜久雄君
助役	佐野英俊君
総務課長	阿部愛子君
財政課長	堀籠満智男君
会計管理者	佐々木匡子君
財務課参事	明石良孝君
財政課副参事	佐藤初雄君
業務課長	
兼教育次長	

業務課参事	櫻井 浩 君
消防本部消防長	坪子 一 夫 君
消防本部次長	佐藤 喜 好 君
消防本部総務課長	石川 勉 君
消防本部警防課長	早坂 和 弘 君
消防本部予防課長	落合 稔 君
消防本部指令課長	大友 弘 君

職務のため議場に出席した職員

総務課主事	三浦 高 広 君
総務課主事	野口 綾 君

議事日程

平成31年2月18日（月曜日）

午前10時00分 開会

第 1	会議録署名議員の指名	
第 2	会期の決定について	
第 3	議案第 1号	8 頁
第 4	議案第 2号	9 頁
第 5	議案第 3号	13 頁
第 6	議案第 4号	14 頁
第 7	議案第 5号	15 頁
第 8	議案第 6号	43 頁
第 9	議案第 7号	45 頁
第10	議案第 8号	46 頁
第11	議案第 9号	53 頁
第12	同意第 1号	54 頁
第13	同意第 2号	55 頁
第14	同意第 3号	56 頁
第15	同意第 4号	56 頁

追加日程

第 1 同意第 5号…………… 58頁

午後 2時45分 閉会

本日の会議に付された事件

- 議案第 1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 2号 平成30年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第7号）
- 議案第 3号 平成30年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 4号 平成30年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 5号 平成31年度黒川地域行政事務組合一般会計予算
- 議案第 6号 平成31年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計予算
- 議案第 7号 平成31年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計予算
- 議案第 8号 平成31年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算
- 議案第 9号 平成31年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計予算
- 同意第 1号 監査委員の選任について
- 同意第 2号 教育委員会教育長の任命について
- 同意第 3号 教育委員会委員の任命について
- 同意第 4号 教育委員会委員の任命について
- 同意第 5号 助役の選任について

午前10時00分 開会

○議長（平渡高志君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、このたびの富谷市長選挙において再選されました若生裕俊市長にお祝いを申し上げます。おめでとうございます。（「ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします」の声あり）今後ともどうぞよろしく願います。

ただいまの出席議員は16人です。

平成31年第1回黒川地域行政事務組合議会定例会を開会をいたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平渡高志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、11番浅野俊彦君、12番藤巻博史君を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（平渡高志君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、1月31日に開催されました議会運営協議会における協議結果を受け、本日1日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平渡高志君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間に決定をいたしました。

理事長より提出議案の説明を含め、挨拶を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） 皆さん、おはようございます。

平成31年第1回会議開催に当たりまして御挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成31年第1回黒川地域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともに御多用中にもかかわらず、御出席をいただきましてまことにありがとうございます。日ごろより、本組合の事務事業運営に対しまして、議員の皆様への御指導と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

初めに、進めてまいりました放射能濃度が8,000ベクレル以下の農林業系放射性物質汚染廃棄物の焼却処理について御報告申し上げます。これらの汚染廃棄物を保管してまいりました大和町、大郷町、そして大衡村におきましては、放射能濃度が400ベクレル以下のものにつきましては、農地還元等とし、400ベクレル以上を焼却処分する計画で進めてまいりました。これらの計画に基づき、昨年は、議会を初め地域の皆様方の御理解をいただき、試験焼却を実施いたしまして、検証結果につきましては、既に御報告を申し上げたところであります。

また、大和町と大衡村におけます農地還元等につきましては、試験焼却にて処理をしました残りの全量を、農家の御協力をいただき農地へ還元しまして、おかげさまで汚染廃棄物の処分は全て終了しております。大郷町におきましては、現在、農地還元を進めているところであります。

このような町村の状況で、焼却処理を計画してまいりました汚染廃棄物で残されたものは、大郷町保管のうちの38.1トンとなりました。これまで焼却処理を基本に進めてまいりましたが、現在進めております、農地への還元方法にて処理処分が可能かどうかの検討を、大郷町へお願いしているところであります。

そのようなことから、3月を目安といたしまして予定してまいりました「試験焼却の検証結果」などの住民説明会につきましても、開催の時期を検討しておりますので、議員の皆様方の御理解をお願いいたします。

次に、平成23年の東日本大震災当時から、最終処分場に仮保管してまいりましたごみの処理につきましては、昨年、議会の皆様方の御理解をいただき、機械による選別をいたしまして、「焼却可能なもの」を環境管理センターへ運び、焼却処理を進めてまいりましたが、1月30日に運搬作業を終了し、震災から8年近く埋立地に残されておりました保管ごみの処分が全て終了いたしましたので、御報告いたします。また、これらの作業に伴う埋立地下流部の保管ごみを掘り起こした跡の整地作業につきましても、雪解けを待ちまして最後の表面覆土作業を残すだけとなっておりますので、御報告申し上げます。

それでは、今期定例会の開会に当たりまして、平成31年度の組合運営方針等につきまして各部門ごとに申し上げます。

黒川地域は、人口の増加や都市化への進展とともに市街地の形成も一段と進んでいる状況にあり、広域行政を取り巻く環境は大きく日々変貌しておりますので、行政事務組合は住民皆様の安全・安心を守り、地域の生活環境の向上のために関係市町村と連携のもと、効果的な広域行政に努め、その役割を果たしてまいります。

まず、黒川浄斎場につきましては、業務を民間に委託し6年目になり、順調に推移いたしておりますので、今後も受託者と連携し適切な施設運営に努めてまいります。

また、環境衛生センター・し尿処理施設につきましても、業務を民間に委託し8年目になり、順調に推移いたしておりますので、引き続き受託者と連携し計画的な維持補修を行い、水質基準を遵守した施設運営に努めてまいります。

次に、環境管理センター・ごみ処理事業でございますが、新ごみ焼却炉の運転管理を民間に委託し1年を経過しようとしておりますが、24時間の焼却処理の連続運転による安定した管理が行われておりますので、今後も引き続き業務受託者とともに適切な施設管理に努めてまいりますので、御報告申し上げます。

また、旧ごみ焼却施設につきましては、現年度から進めておりますマテリアルリサイクル推進施設整備事業の中で、平成31年度に解体をいたしまして、跡地には、ペットボトルの減容施設、ストックヤードを初め、計量装置を備える管理棟の整備と、平成32年度までの継続事業として進めてまいります。

その他の施設につきましても、維持管理を計画的に行うとともに環境基準を遵守した施設運営に努め、関係町村と連携し、さらなるごみの分別徹底及び減量化を住民皆様に働きかけるなど、循環型社会の実現を目指してまいります。

次に、消防部門でございますが、初めに昨年の活動状況について御報告を申し上げます。

火災につきましては、発生件数が25件で前年より5件の減となっております。

救急につきましては、3,712件と前年より10件減少の出場件数となっております。

救助につきましては、前年より8件減の45件の出場となり、うち交通救助の出場は22件となっております。

以上が、昨年の活動状況でございます。

次に、消防部門におけます女性職員の採用内定について御報告いたします。女性の職業生活における活躍の推進について求められ、黒川地域におきましても懸案の1つでありました、女性消防職員の採用に向けましては、議会の皆様からも御意見をいただき、平成29年度には黒川消防署大郷出張所を女性職員の当直可能な庁舎環境に整備し、また消防本部庁舎につきましても、女性職員の勤務、これは日勤でございますが、勤務環境に配慮する施設整備を現在進めております。

このような中、昨年9月に実施いたしました平成31年度職員採用試験におきまして、2人の女性消防職員の採用を内定し、4月1日の採用に向けて進めておりますので、御報告申し上げます。な

お、今期の消防職員の採用内定は、退職者補充人数の6人となっております。

次に、教育部門でございますが、視聴覚教材センターの運営につきましては、所有する教材や機材の貸し出し事業を継続してまいります。

適応指導教室「黒川けやき教室」につきましては、学校、家庭、地域との連携により、学校へ復帰を目指している児童生徒へ安全で安心できる居場所を提供することにより、自立への支援に努めてまいります。

次に、介護認定審査事務及び障害支援区分認定審査事務につきましては、公平・公正な審査判定を円滑に進めていただきますようお願いしてまいります。

最後に、病院事業でございますが、公益社団法人地域医療振興協会へ管理を委託してから15年目を迎えようとしておりますが、今後も指定管理者と協力し、指定管理者制度移行時の理念であります「黒川地域の医療体制の充実及び住民の受療への安心確保」のために努力してまいります。

以上が、平成31年度の組合運営方針でございます。

続きまして、提出しております議案等について概要を御説明申し上げます。

初めに、議案第1号の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、働き方改革を推進するための関係法律の整備に伴い、超過勤務命令時間数の上限について規定が必要となり改正するものでございます。

議案第2号から議案第4号までの平成30年度各種会計補正予算につきましては、予算執行状況を精査し、今後の執行見通しを踏まえ、各事務事業ごとの所要経費について整理したものでございます。

続きまして、議案第5号から議案第9号までの平成31年度各種会計予算について御説明申し上げます。

一般会計につきましては、総額を23億2,889万円とするもので、衛生費ごみ処理費におきましては、マテリアルリサイクル推進施設整備事業として、旧ごみ焼却施設解体工事費及びマテリアルリサイクル推進施設建設費として3億2,723万3,000円を、消防費には、大郷出張所車庫棟塗装修繕工事費、消防ポンプ自動車更新事業を初めとする、各種事務事業の所要経費を計上しております。

介護認定審査会特別会計につきましては、審査委員40名による8合議体で審査判定をお願いするもので、総額を1,932万5,000円とするものでございます。

また、障害支援区分認定審査会特別会計につきましては、審査委員10名の2合議体で審査判定をお願いするもので、総額を116万3,000円とするものでございます。

次に、病院事業会計でございますが、指定管理者による業務の予定量を、1日平均患者数で一般病棟入院を67人、回復期病棟入院を44人、外来患者数を298人と見込んでおります。市町村負担金は、企業債償還金、指定管理者への運営交付金などの総額5億1,816万3,000円を計上しております。

訪問看護ステーション事業会計につきましては、指定管理者による業務の予定量を、月平均の利用者数を79人とし、利用回数は442回を見込んでおります。

以上が各種会計予算の概要でございます。

次に、同意第1号につきましては、大衡村から推薦の監査委員が任期満了となりますので、監査委員の選任につきまして同意を求めるものでございます。

同意第2号につきましては、現教育委員会教育長が平成31年3月31日で任期満了となりますので、教育委員会教育長の任命につきましての同意を求めるものでございます。

同意第3号並びに同意第4号につきましては、大和町と大郷町から推薦の教育委員会委員が、平成31年3月31日で任期満了となりますので、教育委員会委員の任命につきまして同意を求めるものでございます。

最後になりますが、今会期中に助役選任の人事案件を追加提案させていただきますので、御了承をお願いします。

以上が今回提出いたしております議案の概要でございます。何とぞ慎重に御審議をいただきまして、御可決を賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、定例会閉会后に、農林業系放射性物質汚染廃棄物の焼却処理について、全員協議会の開催を予定させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第3 議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（平渡高志君） 日程第3、議案第1号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長阿部愛子君。

○総務課長（阿部愛子君） それでは、お手元の議案書1ページをお開き願います。あわせて、条例議案新旧対照表の1ページもお願いいたします。

議案第1号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。働き方改革を推進するための関係法律の整備に伴い、超過勤務命令の上限の設定に係る条

例について改正するもので、超過勤務命令を行うことができる上限について、規則に委ねる規定が必要とするものでございます。施行日につきましては、平成31年4月1日となっております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第3、議案第1号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第4 議案第2号 平成30年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第7号）

○議長（平渡高志君） 日程第4、議案第2号平成30年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長堀籠満智男君。

○財政課長（堀籠満智男君） 議案書の2ページをお開き願います。

平成30年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

第1条に規定のとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,184万5,000円を減額し、総額を21億2,407万7,000円とするものでございます。

款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額につきましては、3ページ、4ページにございます第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条につきましては、債務負担行為の追加及び変更を行うものであり、内容は5ページにございます第2表債務負担行為補正によるものでございます。

次に、別冊平成30年度各種会計補正予算に関する説明書の歳入歳出補正予算事項別明細により御説明しますので、別冊の1ページ、2ページをお開き願います。

1ページ、2ページ、これは歳入と歳出を総括したものでございます。

3ページをお開き願います。

歳入について御説明申し上げます。

1 款分担金及び負担金 1 項 1 目市町村負担金でございますが、これにつきましては、後ほど各部門より歳出について御説明申し上げますが、人件費の減額並びに各事業について精査を行った結果の減額がございます。よって、市町村負担金を総額で7,796万2,000円を減額し、各市町村へ返還するものでございます。各市町村ごとの金額は表記のとおりでございます。

2 款使用料及び手数料 1 項 1 目衛生使用料につきましては、今後の見込み額により補正をするものでございます。

3 款国庫支出金から10款の組合債までにつきましては、金額の確定及び予定額により補正を行うものでございます。

以上が歳入補正の内容となります。

歳出につきましては、各部門より御説明申し上げます。

○議長（平渡高志君） 総務課長阿部愛子君。

○総務課長（阿部愛子君） それでは、説明書 6 ページをお開き願います。

歳出について御説明申し上げます。

まず、2 節から 4 節の人件費につきましては、人事異動及び人事院勧告に準じました給与等の改定に伴い精査したものでございます。なお、以下各款の 2 節から 4 節の人件費関係につきましては、同様に精査したものでございますので、説明のほうは省略させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

11 節から 13 節の委託料につきましては、事務事業執行後の確定に伴い減額をお願いするものです。

次に、2 目文書広報費につきましても、執行残の減額をお願いするものでございます。

それから、3 目財政管理費につきましては、各部門事務事業を精査し、各費目ごとに基金積み立てをするもので、681万4,000円を追加し、683万4,000円にするものでございます。

最後に、11 ページから 13 ページまでは人件費補正の給与費明細書になりますので、説明を省略させていただきますので、ごらんになっていただきたいと思います。

以上が総務費でございます。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 引き続き、6 ページ、お開きください。

4 款 1 項 1 目保健衛生総務費につきましては、先ほど人件費で御説明したとおり 33万3,000円を減額するものでございます。

次ページ、お開き願います。

2目火葬場費につきましては、11節需用費の追加76万2,000円につきましては、火葬件数の増加及び単価の上昇によります灯油及び電気料の補正でございます。また、委託料45万円につきましては、除雪費用の追加のお願いとなります。今年度につきましては、年末年始に積雪が多く、当初予算について1月時点で残りわずかとなりました。今後も積雪が予想されており、住民の方々が使う施設でありますので、追加の補正をお願いするものでございます。

15節工事請負費につきましては、事業執行の経費確定に伴う減額とし、火葬場費合計で43万6,000円を追加し、総額を3,370万6,000円に補正をお願いするものです。

1項保健衛生費の合計といたしまして、計にありますとおり10万3,000円を増額し、総額を6,432万5,000円に補正をお願いするものでございます。

続きまして、4款2項1目し尿処理費につきましては、需用費の燃料につきましては単価の増などで、増額要求以外は使用見込みを判断し減額、7万8,000円の増額の補正でございます。12節役務費、15節工事請負費、27節公課費につきましては、事業執行の経費確定に伴う減額を行い、し尿処理費合計で115万9,000円を減額し、総額を5,510万1,000円に補正をお願いするものでございます。

2目ごみ処理費につきましては人件費を減額し、11節需用費につきましては、焼却施設の燃料・電気・薬品等、実績に基づきまして使用料見込みを積算し、40万6000円を減額するものでございます。12節役務費、14節使用料及び賃借料、27節公課費につきましては、事業執行の経費確定に伴う減額を行い、ごみ処理費合計で279万7,000円を減額し、総額を3億3,661万2,000円に補正をお願いするものでございます。

続きまして、3目ごみ焼却施設整備事業につきましては、委託料につきましては、マテリアルリサイクル施設整備計画及び焼却炉解体工事に係る調査設計業務委託等の経費確定に伴う減額とし、ごみ焼却施設整備事業費で278万7,000円を減額し、総額を776万1,000円にお願いするものでございます。

4目最終処分場費につきましては、11節需用費について消耗品費、光熱水費及び薬品費について、実績に基づきまして使用料見込みを積算し45万9,000円の増額、15節工事費につきましては、事業執行の経費確定に伴う減額を行い、最終処分場費合計で153万9,000円を減額し、総額を3,882万2,000円に補正をお願いするものでございます。

2項清掃費の合計といたしまして、計にありますとおり、828万2,000円を減額し、総額を4億3,829万6,000円に補正をお願いするものでございます。

以上が4款衛生費の補正内容でございます。

○議長（平渡高志君） 消防次長佐藤喜好君。

○消防本部次長（佐藤喜好君） 5款消防費について御説明申し上げます。

引き続き、説明書の8ページをごらん願います。

1項1目常備消防費9節旅費の普通旅費につきましては、北海道胆振東部地震の際、緊急消防援助隊として出動し、出場に要しました経費が確定したことにより減額するものであります。援助隊の経費の減額につきましては、このほかに11節需用費及び、次の9ページ、2目消防施設費11節需用費も同様に減額するものでございます。9節の特別旅費から2目18節備品購入費まで、事業執行経費がそれぞれ確定いたしましたので減額するものでございます。

1目、2目合わせまして、2,871万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。

以上が、消防費でございます。

○議長（平渡高志君） 教育次長佐藤初雄君。

○教育次長（佐藤初雄君） 引き続き、9ページ、ごらん願います。

続きまして、教育費につきまして御説明申し上げます。

6款1項1目教育委員会費につきましては、先ほど人件費のほうで説明ありましたとおり、13万1,000円を減額しております。

6款2項1目社会教育費につきましては、11節需用費について、液晶プロジェクターの照射する消耗品でありますランプが切れておりまして、1台が貸し出し不能となっておりますので、そのランプを購入するもので、8万円を増額し、総額を19万7,000円をお願いするものでございます。

6款3項1目適応指導教室につきましては、11節需用費について、黒川郡連合青年団より寄附があったもので、こちらにつきましては、生徒さん方に図書及び教材を購入していただきたいという旨のお話があったので、図書及び教材等を購入し有効に活用させていただくため、2万円を増額し、総額491万円に補正をお願いするものでございます。

6款4項1目結核対策委員会につきましては、委員会が廃止になりましたので、全額の4万7,000円を減額するものでございます。

以上が、6款教育費の補正内容でございます。よろしくお願いたします。

○議長（平渡高志君） 財政課長堀籠満智男君。

○財政課長（堀籠満智男君） 7款公債費1項1目元金、2目利子につきましては、衛生債並びに消防債の執行予定額の確定に伴い、整理を行ったものでございます。合計で120万7,000円の減額とするものです。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）ございませんか。質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第4、議案第2号平成30年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第7号）を採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第5 議案第3号 平成30年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）

○議長（平渡高志君） 日程第5、議案第3号平成30年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長堀籠満智男君。

○財政課長（堀籠満智男君） 議案書の6ページをお開き願います。

議案第3号平成30年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条に規定のとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ159万2,000円を減額し、総額を1,813万2,000円とするものでございます。

款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額につきましては、7ページにございます第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

次に、別冊平成30年度各種会計補正予算に関する説明書の事項別明細により御説明しますので、17ページをお開き願います。

これは、歳入と歳出を総括したものでございます。

次のページ、18ページをお開きください。

歳入について御説明申し上げます。

1款分担金及び負担金1項1目市町村負担金でございますが、総額で204万1,000円を減額し、各市町村へ返還するものでございます。

2款1項1目繰越金については、金額の確定によるものでございます。

3款1項1目民生費受託事業収入についても、予定額による補正でございます。

続いて、歳出でございますが、1節報酬から11節需用費まで各費目ごとに精査を行い、予定額により総額で159万2,000円の減額補正するものでございます。

以上が補正の内容となります。よろしく申し上げます。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第5、議案第3号平成30年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）を採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第6 議案第4号 平成30年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計補正予算（第1号）

○議長（平渡高志君） 日程第6、議案第4号平成30年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長堀籠満智男君。

○財政課長（堀籠満智男君） 議案書の8ページをお開き願います。

議案第4号平成30年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

第1条に規定のとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3万7,000円を減額し、総額を114万1,000円とするものでございます。

款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額につきましては、9ページにございます第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

続いて、別冊の事項別明細書をごらん願います。

22ページをお開き願います。

これは、歳入と歳出を総括したものでございます。

次のページをお開き願います。

1 款分担金及び負担金 1 項 1 目市町村負担金でございますが、総額で 9 万 7,000 円を減額し、各市町村へ返還するものでございます。

2 款 1 項 1 目繰越金については、金額の確定によるものでございます。

続いて、歳出でございますが、1 節報酬から 11 節需用費まで各費目ごとの精査を行い、総額で 3 万 7,000 円の減額補正とさせていただくものでございます。よろしく願います。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第 6、議案第 4 号平成 30 年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計補正予算を採決をします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第 7 議案第 5 号 平成 31 年度黒川地域行政事務組合一般会計予算

○議長（平渡高志君） 日程第 7、議案第 5 号平成 31 年度黒川地域行政事務組合一般会計予算を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課副参事明石良孝君。

○財政課副参事（明石良孝君） それでは、議案書 10 ページをお開き願います。

議案第 5 号平成 31 年度黒川地域行政事務組合一般会計予算でございます。

第 1 条は歳入歳出予算でございます。総額を歳入歳出それぞれ 23 億 2,889 万円と定めるものでございます。

第 2 項の歳入歳出の款項の区分及び金額につきましては、第 1 表によるものでございます。

第 2 条は債務負担行為を定めるもので、第 2 表に事項、期間、限度額を記載してございます。

第 3 条は地方債で、平成 31 年度に起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を第 3 表に定めてございます。

第 4 条は一時借入金でございまして、最高額を 4 億円と定めるものでございます。

第 5 条につきましては、歳出予算の流用でございますが、歳出予算の各項の経費の金額を流用す

ることができる場合を1号のとおり定めるもので、各項に計上した人件費に過不足が生じた場合に、同一款内の各項間で流用できるとするものでございます。

それでは、13ページをお開き願います。

13ページは、第2表債務負担行為となっております。平成31年度に設定ができます債務負担行為となります。1件目は、マテリアルリサイクル推進施設建設工事でございます。期間は31年度から32年度まで、限度額は3億9,033万円でございます。2件目は、マテリアルリサイクル推進施設建設工事の施工管理業務でございます。期間は31年度から32年度まで、限度額は1,650万円でございます。

次の第3表地方債につきましては、平成31年度に起こすことができます地方債でございます。起債の目的、限度額につきましては、マテリアルリサイクル推進施設整備事業としまして5,690万円、消防ポンプ自動車更新事業としまして3,940万円、合計が9,630万円となるものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

それでは、別冊の平成31年度各種会計予算に関する説明書で引き続き説明をさせていただきます。

それでは、予算に関する説明書1ページをお開き願います。

こちらは一般会計の事項別明細の総括となります。前年度と比較しまして1億9,060万8,000円の増となっております。詳細につきましては、次の3ページから御説明いたします。

3ページは歳入でございます。

まず、初めに1款分担金及び負担金1項1目市町村につきましては、本年度20億9,026万6,000円となるものでございます。前年度と比較しまして1億9,934万7,000円の増となり、こちらの増の要因としましては、マテリアルリサイクル推進施設整備事業に係る経費が主な要因でございます。市町村ごとの負担金額につきましては、下段の市町村負担金調書に記載のとおりでございます。

それでは、4ページをお開き願います。

2款の使用料及び手数料1項使用料の1目衛生手数料につきましては本年度600万円の計上で、黒川浄斎場の使用料でございます。

2目総務使用料につきましては24万6,000円の計上となり、土地及び施設の使用料で、内訳につきましては記載のとおりでございます。

次に、2款2項手数料の1目衛生手数料につきましては448万円の計上で、こちらは環境衛生センターに搬入されるし尿及び浄化槽汚泥の処分手数料等でございます。

2目消防手数料につきましては225万円の計上で、こちらは危険物施設等の許可申請に係る消防

事務の手数料でございます。

次に、3款国庫支出金1項1目衛生費国庫補助金につきましては、1億203万3,000円の計上でございまして、前年度と比較しまして9,456万6,000円の増となります。こちらも要因としましては、マテリアルリサイクル推進施設整備事業に係る循環型社会形成交付金の増によるものでございます。次の廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金及び放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金につきましては、放射性物質の測定経費に係る補助金でございます。

次に、4款県支出金1項1目の消防費県委託金につきましては、宮城県からの移譲事務交付金といたしまして6万2,000円を計上しております。

5ページにまいりまして、4款県支出金2項1目消防費負担金につきましては、消防学校に職員を派遣しておりますことによる宮城県からの負担金590万円を計上しております。

次に、5款財産収入1項1目の財産貸付収入につきましては1万4,000円の計上で、土地の貸付収入で詳細は記載のとおりでございます。

2目の利子及び配当金につきましては、財政調整基金に係ります利子といたしまして2万円を計上したものでございます。

次に、6款寄附金1項1目教育費寄附金につきましては、黒川けやき教室の教材整備に係る寄附金といたしまして5,000円を計上したものです。

次に、7款繰入金1項1目財政調整基金繰入金につきましては、556万4,000円を財政調整基金より取り崩して繰り入れするもので、こちらは31年度消防車両の2台の更新事業に自主財源として充当するものでございます。

次に、8款1項1目繰越金につきましては、科目ごとの繰越見込み額で109万円を繰越額とするもので、内訳は記載のとおりでございます。

次に、6ページをお開き願います。

9款諸収入1項1目組合預金利子につきましては、歳計現金預金利子としまして1万円の計上でございます。

同じく9款2項1目の消防費受託事業収入につきましては408万3,000円で、こちらは高速道路救急業務支弁金として計上したものでございます。

続きまして、9款3項1目の雑入につきましては1,056万7,000円の計上で、主な収入は、環境管理センターに係る再資源売払代及び再商品化に係る配分金で、その他の内訳につきましては記載のとおりでございます。

次に、10款組合債1項1目衛生債が5,690万円、2目消防債が3,940万円の計上で、先ほどの議案書の第3表地方債で御説明しましたとおり、マテリアルリサイクル推進施設及び消防ポンプ自動車更新に係るものでございます。

以上が、歳入の説明でございます。

歳出につきましては、各部門より説明いたします。

○議長（平渡高志君） 総務課長阿部愛子君。

○総務課長（阿部愛子君） 7ページをお開きください。

歳出につきまして、御説明申し上げます。

初めに、1款議会費でございます。議会運営に要します経費といたしまして248万5,000円を計上するものでございます。

次に、2款総務費1項1目一般管理費で、2節、3節、4節の共済費までが、特別職、一般職の10人の人件費として6,700万5,000円を計上しております。なお、以下各款の2節から4節人件費関係につきましては、説明を省略させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そのほか経営的な一般管理費として、8ページの9節から9ページの19節の負担金、補助及び交付金までが2,252万3,000円の計上で、中でも9ページ、13節の委託料は各会計システムの保守委託料が主なものでございますが、新規といたしまして、給与計算電算委託における標準期末手当等出力業務委託と、元号改定に伴うシステム改修業務委託に係る経費を計上しております。

以上が一般管理費総額8,966万8,000円の計上であります。

次に、2目の文書広報費につきましては、年4回の広報誌の発行に要する経費としまして、188万9,000円を、3目の財政管理費には、財政調整基金の利子積み立てを、4目公平委員会費には、県人事委員会への経費の計上でございます。

最後に、2款2項1目監査委員費といたしまして、監査に要する経費35万5,000円の計上でございます。

なお、21ページから28ページまで、給与費明細書であります。説明を省略いたしますので、ごらんになっていただきたいと思っております。

以上が議会費と総務費の計上内容でございます。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 3款民生費でございます。こちらにつきましては、老人ホーム入所判定委員会の運営に要する経費でありまして、年3回の開催を予定しております。

次のページ、ごらんください。

報償金ほかその他事務経費でございまして、予算額8万円ということで前年度と同額の計上でございます。

次に、衛生費でございます。まず、第4款1項1目保健衛生総務費につきましては、業務課の衛生部門に係る経費で、前年度と比較しまして644万円増の3,202万5,000円の計上でございます。職員の給与の動きが主な増加の原因となっております。

まず、右枠内の説明の欄にありますとおり、業務課の衛生部門担当職員、こちら前年度当初4人に対しまして、5人に係る人件費でございます。11節需用費につきましては、公用車2台に係る燃料費、車検、車両修繕料及びコピー料でございます。12節役務費につきましては、電話料、郵便料、健康診断料、自動車損害保険料でございます。

11ページ、ごらんください。

2目火葬場費につきましては、火葬場の管理運営に要する経費でございまして、前年度と比較しまして42万7,000円増の3,232万3,000円の計上でございます。火葬業務につきましては民間に委託しておりますので、人件費の計上はございません。11節需用費につきましては、火葬用の消耗品、灯油、電気及び施設の修繕料でございます。13節委託料につきましては、火葬業務等の委託を初めとする各種業務委託料でございます。15節工事請負費につきましては、計画的な保守のための火葬炉の整備工事として、合わせまして351万円の計上となっております。

11ページの下段のほうに目の合計がございまして。

保健衛生費といたしまして、前年度より686万7,000円増の6,434万8,000円をお願いするものでございます。

次に、2項清掃費でございます。1目し尿処理費につきましては、し尿処理施設の管理運営に要する経費で、前年度と比較しまして633万8,000円増の6,259万8,000円の計上でございます。主な要因につきましては、計画的整備における工事内容の差異でございます。

施設管理につきましては、民間に委託しておりますところから、人件費の計上はございません。主な施設管理、維持経費について御説明申し上げます。

まず、11節需用費につきましては、脱水汚泥焼却用のA重油、それから365日24時間稼働しておりますので、この施設で使います電気、それからし尿処理に要する薬品代でございます。

次ページ、お開きください。

12節役務費につきましては、環境を監視するための必要なダイオキシン測定、ばい煙測定、放射

性セシウム濃度測定など各種検査手数料を計上しております。13節の委託料につきましては、し尿処理施設管理業務委託を初めとする各種委託料でございます。15節の工事請負費につきましては、計画的な各施設整備工事費の計上であり、31年度につきましては2,140万6,000円を計上しています。

次に、2目ごみ処理費につきましては、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、廃プラスチック減容施設、ペットボトル減容施設などの各種ごみ処理施設の管理運営に要する経費で、前年度と比較しまして319万3,000円減の3億1,182万円の計上になっております。環境管理センター勤務職員12人に関する人件費につきましては、右枠内の説明の欄にありますとおり、8,062万1,000円の計上でございます。7節賃金につきましては、10時から16時まで勤務します手選別作業員7名の業務補助員を雇用するものでございます。9節旅費の特別旅費のにつきましては、人材育成として廃棄物処理施設技術管理者講習の経費でございます。11節需用費につきましては、焼却炉分の消耗品、それから燃料、薬品等の経費、粗大ごみ処理施設、廃プラスチック減容施設、ペットボトル減容施設などの各種施設運転に要する電気料、各施設の修繕料となっております。12節役務費につきましては、ダイオキシン、ばい煙、放射性セシウムなどの各種点検検査手数料、火災保険料等を計上しているものでございます。13節の委託料につきましては、焼却炉について運転管理委託を始め、瓶などの再商品化委託料、続きまして、次のページ、お願いいたします、焼却施設点検及び清掃業務等の各種委託料でございます。15節の工事請負費につきましては、計画的な各施設整備工事費の計上であります。なお、焼却施設につきましては、2年間の瑕疵期間でございますので、焼却施設の修繕工事はございません。19節負担金、補助及び交付金につきましては、地元大和町吉田金取北地区の方々と組織しております環境管理センター周辺対策協議会負担金と、上記で説明いたしました廃棄物処理施設技術管理者講習負担が主なものでございます。

3目ごみ処理施設整備事業費でございますが、前年と比較しまして3億5,536万9,000円増の3億6,591万7,000円の計上でございます。31年度につきましては、旧ごみ焼却施設解体についてが主なものでございます。

ここで、全体の概要を御説明いたしますので、別冊の議案説明資料議案第5号関係をお開きください。マテリアルリサイクル推進施設整備事業についてでございます。

工事期間につきましては、今年度、平成30年度から平成32年度まででございます。

概要について御説明いたします。

使用開始予定につきましては、平成33年4月を予定しております。建設場所につきましては、旧ごみ焼却施設の解体跡地となっております。計画内容につきましては、旧焼却施設跡地にペットボ

トルの減容施設及びストックヤード・管理棟を集約し、整備するものでございます。

2 ページの平面図に完成イメージを記載しております。なお、右下のほうにあります既存の管理棟につきましては、完成後、解体・撤去となるものでございます。

再び1 ページ、ごらんください。

マテリアルリサイクル推進施設として整備することによりまして、旧炉の解体を含め、事業費の一部が循環型社会推進交付金を活用することとなります。また、交付措置以外についても、震災復興特別会計予算の交付が見込まれるものでございます。

4 番として、年度別整備でございます。本年度につきましては、基本計画についてコンサルタントに委託しておりますが、31年度につきましては、旧施設の解体工事及びそれに伴う施設整備の設計、事前分析、施工管理等を3億2,505万円、また31年度後半から32年度にかけて行う施設建設工事の一部を行うこととなっております。

事業費の総合計は約7億3,808万円となっております。こちらにつきましては循環型社会交付金が2億959万4,000円、地方債が1億260万円、一般財源として町村負担金として4億2,589万6,000円となっておりますが、先ほど御説明したとおり、こちらにつきましては震災復興特別交付税の措置があるものでございます。

3 ページにスケジュールを記載しておりますので、今の説明について御理解いただきたいと思えます。

それでは、予算に関する説明書14ページにお戻り願いたいと思えます。

9 節旅費につきましては、ペットボトル減容機完成検査につきまして工場検査を行うことから、計上しているものでございます。13 節委託料につきましては、施工監理等の経費となっております。15 節工事請負費につきましては、旧ごみ焼却施設の解体工事費とマテリアルリサイクル推進施設建設工事の31年度に係る出来高について計上しているものでございます。

次に、4 目最終処分場費につきましては、最終処分場の管理運営に要する経費で、前年対比17万4,000円の増で4,344万6,000円の計上でございます。施設管理につきましては、環境管理センター職員が管理しておりますので人件費の計上はございません。11 節の需用費につきましては、環境衛生センターと同じように24時間年間を通して稼働しておりますので、それに要する電気代、水処理施設に使用します薬品、消耗品などでございます。12 節の役務費につきましては、水質検査などの検査料の計上でございます。13 節の委託料につきましては、水槽車運転業務や埋め立て物の覆土整地などの最終処分場維持管理業務などの各種業務委託料でございます。15 節工事請負費につきまし

ては、計画的な整備工事及び新規工事としての経費でございます。公用車管理費につきまして、水槽車及び大型ホイールローダーの管理経費を各節に計上しているところでございます。

15ページ中段のほうに、項の合計がございます。清掃費計といたしまして、前年度対比3億6,242万8,000円増の7億8,378万1,000円をお願いするものでございます。

以上までが4款衛生費でございます。

○議長（平渡高志君） 暫時休憩に入ります。会議の再開は11時15分といたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（平渡高志君） 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

消防次長佐藤喜好君。

○消防本部次長（佐藤喜好君） 5款消防費について御説明申し上げます。

引き続き15ページ中段をごらん願います。

1項1目常備消防費につきましては、前年度と比較しまして795万7,000円減の11億2,508万7,000円の計上でございます。

16ページをお開き願います。

9節旅費につきましては、各種研修会等の普通旅費及び消防学校入校並びに救急救命士の養成などに要します特別旅費でございます。

11節需用費につきましては、現場活動に必要な被服費を含みます消耗品費、施設燃料費、光熱水費、修繕料などを、12節役務費には、電話料などの通信運搬費、職員健康診断料などの各種点検手数料を計上しております。

13節委託料につきましては、救急救命士の病院研修委託料など各種委託料を、14節使用料及び賃借料には、当直勤務者用寝具の賃借料など各種使用料を計上しております。15節工事請負費の富谷消防署階段修繕工事は、庁舎西側の職員駐車場と庁舎を接続しております外階段の腐食部分の修繕と床面の排水勾配の改修工事を実施するものでございます。大郷出張所車庫棟修繕工事は4年計画の2年目の工事となりまして、車庫の外壁・屋根など塗裝修繕工事を実施するものでございます。

18節備品購入費につきましては、事務用椅子などの庁用器具、警防・救急・救助備品の機械器具など計画的な更新、購入費としまして1,170万8,000円をお願いするものでございます。19節負担金、補助及び交付金につきましては、全国消防長会等の負担金、宮城県消防学校、救急救命士を含む各

種研修負担金でございます。

18ページをお開き願います。

2目消防施設費につきましては、前年度と比較しまして1億6,847万7,000円減の1億682万9,000円の計上でございます。通信設備管理費が4,512万6,000円の計上で、13節の保守点検委託料、14節の各種ネットワーク装置の賃貸借が主なものでございます。公用車管理費が6,170万3,000円の計上であり、18節の富谷消防署配備の普通ポンプ自動車1台の更新と消防連絡車1台の更新が主なものでございます。

5款消防費は、前年度対比1億7,643万4,000円減の12億3,191万6,000円をお願いするものであります。

以上が、消防費でございます。

○議長（平渡高志君） 教育次長佐藤初雄君。

○教育次長（佐藤初雄君） 引き続き、18ページ、ごらん願います。

次に、6款教育費でございます。まず、6款1項1目教育総務費でございますが、教育委員会運営に係る経費で、前年度と比較しまして14万7,000円増の944万8,000円の計上でございます。職員の給与の動きが主な増加の要因となっております。1人に係る人件費及び教育長、教育委員報酬につきましては、右枠内の説明の欄にありますとおり913万5,000円の計上でございます。その他、教育委員会運営費につきましては、消耗品、電話料等となっているものでございます。

2項社会教育費につきましては、視聴覚教材センターを運営する経費で、前年度と比較しまして4万2,000円減の7万5,000円の計上でございます。18節備品購入につきましては、視聴覚教材用のDVDを購入する予定となっております。

3項適応指導教室につきましては、けやき教室を運営する経費であり、前年度と比較しまして24万5,000円増の513万5,000円の計上になっております。複写機につきましては、今まで再リースしておりましたが、こちらにつきましては終了しまして、新たにリース契約を締結するための増額が主な要因となっているものでございます。7節賃金につきましては、指導員2名の賃金でございます。8節報償費につきましては、ボランティア講師に対する謝礼として前年同様計上しているものでございます。

以上、教育費の予算要求となっているものでございます。

○議長（平渡高志君） 財政課副参事明石良孝君。

○財政課副参事（明石良孝君） それでは、20ページをお開き願います。

7款公債費について御説明申し上げます。

1項公債費1目元金は1億3,671万8,000円、2目利子につきましては285万3,000円の計上で、公債費の元金利子を合わせた償還総額は1億3,957万1,000円でございます。償還件数につきましては、衛生債が7件、消防債が9件でございます。

次に、10款予備費でございますが、予備費につきましては、前年度同額の10万円の計上でございます。

それでは、29ページをお開き願います。

こちらは、30ページまでが債務負担行為の一覧でございます。事項、限度額、支出予定額につきましては記載のとおりでございます。

次に、31ページをお開き願います。

地方債の調書となります。各見込み額等は記載のとおりとなっております。

以上が、一般会計歳入歳出予算の説明でございます。よろしくお願いたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。14番佐々木春樹君。

○14番（佐々木春樹君） 工事請負費等でお伺いします。まず、11ページの火葬場の工事請負費、それから12ページのし尿処理施設の工事請負費、こちらの詳細と、それから最終処分場の工事請負費の新規のところがあると言っていましたけれども、どのことでどのぐらいなのか。

それと、19ページの社会教育費の視聴覚教材センターの運営について、若干こちら辺は内容について、どのぐらいの使用などあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） それでは、火葬場の工場の詳細でございます。工事につきましては、定例的な火葬炉の設備修繕工事でございます。こちらは毎年イ、ロ、ハと交互に行っているもので、セラミック部分の張りかえ、それから耐火の台車等の取りかえ、それから焼却設備の部品交換等々が行われているものでございまして、設備を施工しております施工業者と来年度の点検の中で必要なところを来年度の工場の要求とさせていただいているものでございます。したがって、毎年毎年少しずつ、違うところではございますけれども、火葬炉の工事のみということになります。

続きまして、し尿処理の工事につきましても、主にほとんどし尿処理施設の工事でございます。こちらし尿処理の詳細につきましては、ポンプの整備、それから遠心脱水機、こちらは浄化槽汚泥を遠心脱水するものでございますが、こちらについて年度年度、毎年1号、2号と交換しながら工事しているものでございますが、来年度につきましては、工場まで持って行って工場整備が必要だ

ということがございましたので、来年度の工事につきましては高額になっているというところでございます。

それから、最終処分場の工事につきましては、こちらは計装機と高度処理設備弁というものを更新するというところでございます。こちらについて新しいところでございます。そのほかは砂ろ過の活性炭の入れかえ、これは毎年行っておりますが、それから遠心脱水機の整備工事というものの工事予定になっているものでございます。

それから、視聴覚教材センターにつきまして、こちらにつきましてはDVD教材、こちらについて視聴覚用のDVDにつきましては、結構高額なものでございまして、1巻6万円ぐらいするものでございます。こちらにつきましては、来年度いろいろ商品のカタログ等々が来るというところがございますので、適切にその購入するものについて、来年度になったら考えるということになります。（「利用状況」の声あり）

済みません、利用状況ですね。申しわけございません。大変失礼いたしました。利用状況につきましては、こちら29年度につきまして、教材、機材利用が29年度は109台、延べ109台ありました。あと、機材につきましては、貸し出し数は27ということになります。30年度、こちらにつきまして、まだ途中ではありますが、11月末現在で貸し出し数は11、それから機材利用につきましては、11月現在で61という、延べ61台貸し出ししているものでございます。以上でございます。

○議長（平渡高志君） 14番佐々木春樹君。

○14番（佐々木春樹君） まず、火葬場です。炉の更新は当然かかるのはわかるのですけれども、火葬場についても、休憩をしているところの改修などいろいろ要望があったかと思うのです。そういったところに触れていないようだったので、その辺はどのようにお考えなのか。

それから、し尿処理のところでの説明でちょっと聞き取れなかったのですけれども、その高額になってしまっているという部分の、もう少しわかりやすく、どういったことなのかというのをお示しいただければと思います。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 待合室等の改築工事等々の要望等につきまして、来年度につきましては、今ある施設の有効利用ということで、今年度エアコン等々の補修交換工事をしておりますけれども、今のところは根本的な改築工事の予定はございません。

それから、衛生センター、し尿処理場の去年より高くなった理由というのでございますけれども、遠心の脱水機、これは浄化槽汚泥を脱水するものでございますけれども、これが2機あります。1

号、2号と隔年で整備しているものでございますけれども、さらに工場まで、その場で直せるものと、来年度につきましては本格的に補修が必要であるということがありまして、そのメーカーの工場まで持ち込んで工事をするということになっているものでございます。以上です。

○議長（平渡高志君） 14番佐々木春樹君。

○14番（佐々木春樹君） 火葬場ですけれども、やはり要望の中で、エアコンは更新したというふうなことですが、やはり段差があるとか、出入り口の改善、それから休憩しているところ、待合室のところのもう少しこう、使いやすさというところを検討していただきたいというところで、次年度なしというふうな御答弁ですけれども、それは予算的になしであって、そういったところをどのように御検討なされて、今後どのように進めていくのかというところをお伺いしたいと思います。

○議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） 浄斎場につきましてはバリアフリー化といいますか、そういう意見も出た時期もありまして、限られたといいますか、各市町村の負担金でやっている事業でありますので、最小限の経費の中で、段差をアスファルトでなくす、車椅子対応可能にするとか、過去にもやってきた部分もでございます。

あと、待合室につきましては、畳式の、現在畳の待合室、意見、畳のほうがよい、あるいは椅子・テーブルがよい、これはいろいろ利用者から聞きますと、一概にこちらと言えないんですね。それで、待合ホール部分に極力椅子・テーブルを増設しまして、従来より、過去よりは座れる人数を多くした時期もでございます。それから、畳につきましても、2年に1回とか、表がえとかやってきていますけれども、その都度検討しまして、やはりいずれかに時期にはフローリング化という、そういう施設状況から見て、そういう判断もした場合もございまして、いろいろ地域の皆様の声、ぜひこうやってほしいという部分だけでもないものですから、いろいろ理事会のほうにも検討した結果として各年度、毎年予算要求をしておるということで、何せ共同処理する4市町村として、共同処理をする事務事業、非常に広範囲にわたっておりますので、かかる事業はかかる事業、極力節約という、そういう部分も担当課としては考慮しながら予算要求させていただいているのが実態かなということも補足させていただきたいと思います。

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。13番早坂豊弘君。

○13番（早坂豊弘君） 2点質問させていただきます。

1点目が、衛生費の中の、先ほども説明ございました、ごみ焼却施設整備事業、そして別冊資料の中で言われました、マテリアルリサイクル推進施設整備事業についてなのですが、先ほど課長に

もお聞きしたところ、処理能力が1.2トン、1時間当たり大体0.3トンの焼却で進めるという話をいただきましたけれども、どこの焼却施設もこのペットボトル、そしてまたプラスチックごみというのにかなり苦慮されているということをお聞きしているのですけれども、黒川郡は唯一人口もふえているということもありまして、そういう中でこの処理能力で大丈夫なのか、それをまずお聞きしたいというふうに思っている次第であります。

2点目が、消防費、先ほど説明ございましたけれども、工事請負費が2つほど書いてありました。先ほど冒頭の説明の中でも、女性消防職員の採用ということもある中で、女性トイレを完備していないということもあって、その辺の女性トイレはこの中に上げなくていいのかどうか、その2点をお聞きします。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） マテリアルリサイクル整備事業のペットボトル減容の機能、処理能力の件でございますが、こちらにつきましては、焼却施設建設のときもありましたが、循環型社会推進交付事業に係る計画のもとで、いわゆる過大計画については、補助事業の対象になりませんよというのを明確に言われております。その中で人口増等々を鑑みますと、日量1.2トンという数字が導き出されているものでございます。

ちなみに、こちら1.2トンの内訳でございますが、時間処理能力が0.3トンで、0.3トンを4時間稼働させるということでの1.2トンとなっております。想定数以上のペットボトル及び人口増等々があった場合は、4時間を5時間稼働させたりということは可能だと思われまますので、現状の中では日量1.2トンの能力について、適正な処理能力だと思って計画しているものでございます。

○議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） 2点目の女性消防職員の採用に向けてのそのトイレの関係ですけれども、再三議会からも御意見をいただきまして、将来に向けまして意見をいただいた時期もございましたけれども、県内でも遅れておりました、まず女性消防職員の採用が、内定が、この4月内定しているというような中で、先ほど理事長の開会の挨拶にもございましたが、本部庁舎もすぐさま女性が勤務するという状況にありません。まず、1年間消防学校での教育・研修期間、ただ所属研修で戻る場合もございます。そのために、当直でなく日勤、日中勤務するゆえに、男女の仕様区分をするために現在、2階のトイレを消防のほうでいろいろ計画いたしまして、増改築ではないのですが、1つのその区域の改修ということで、女性が使用中は、現在女性が使用中ですと。要するに女性の職員等が勤務する日には女性専用とその区域を、トイレ、更衣室を専用区域にするという、その区

域を目的とする、現在改修工事を進めておるところであります。

それで、いずれにいたしましても、本部庁舎、前々から議論されておりますので、将来に向けましていずれは改修、大型、大規模改修工事も必要とする時期、来るとは思いますけれども、まずは直面する女性職員が採用内定したということでの取り組み、そのようになっておりますので、将来に向けての課題はまだ残りますが、現状はそういう状況ですので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（平渡高志君） 13番早坂豊弘君。

○13番（早坂豊弘君） 1点目の質問でございますけれども、確かに補助事業をする際に、計画書を出すのに、ごみを減量した形での計画書を出さないと、なかなか補助金がもらえないという、そういうのもわかりますけれども、実際のところ、黒川郡はいかんせん人口がふえているといった内容を鑑みれば、やはり当然、先ほど課長が言っているように、4時間を5時間、5時間を6時間にしていこうというのもわかりますけれども、どうせつくるのであれば、やはりそれに対応できる施設は必要なのかというふうに考えるのですけれども、その辺どのように、長期的な計画の中でどのように考えているのか、まずお聞きしたいというふうに思っているわけでございます。

あと、2点目の消防署の関係でございますけれども、やはり、何回もまた私も言いましたけれども、やはりもうこれは急務を要することではないかなというふうに思っていますし、女性職員が入るだけでなく、大和町には女性消防団員もおられるということを考えれば、これは当然つくらないで、男子トイレを部分的に男子が使えないようにしながら利用するというのも、これも1つはね、言葉を悪く言えばセクハラに値するのではないかなというふうに思っていますので、できるだけ早目にトイレの完備はしていただきたいというふうに思うのですけれども、いかがですかね。もう一度答弁を求めます。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 先ほどの答弁のとおりでございますけれども、基本計画の中で将来にわたるごみの搬出量、それから人口等々を鑑みまして、このような数値が出ているということでございますので、我々としてもそのようなごみ量の増加、あるいは人口増を含めた中での計画値であるということをお理解願いたいと思っております。以上です。

○議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） おっしゃるとおりで、将来に向けまして近々の課題、検討事項とさせていただきます。以上です。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。ほかにございますか。8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 理事長の挨拶を改めて見ていたのですが、これと予算との関連で、どこから入ったらいかなと思って聞いていたのですが、これまで放射性廃棄物の31年度のいわゆる本焼却について、これまでいろんな議会の中で、最終的には本焼却は31年度から開始するというような説明があったのですが、その内容がどこに触れているのか、ちょっと見当たらないので、その辺についてまず答弁をもらいたいと思います。

それから、4ページの国庫支出金の中で、この廃棄物処理施設モニタリング事業費の補助ということで国のほうから193万5,000円入ってくるわけですが、一方で、歳出を見ておきますと、先ほど12ページから13ページのこの役務費の中で、各種点検検査手数料ということで、例えば12ページのほうでは、各種点検検査手数料ということで118万1,000円ですか、それから13ページのごみ処理費の中での役務費では、各種点検検査手数料ということで720万9,000円ということで、いろいろな検査料が入っているのですが、この中で特に放射性セシウムの検査も含まれているというような説明でしたが、それがその検査手数料については、国のモニタリング手数料で入ってくる193万5,000円からオーバーすることがないのかどうか。いわゆる、この行政組合の手出しがかえって出てくるのかなという感じもするわけですが、その辺のこのバランスについてどうなっているのかお聞きしたいと思います。

それから、この12、13ページにある各種点検検査の手数料の中で、この放射性セシウムをどのように検査していくのか。その検査の内容について、特に今回本焼却しないということになればもし、もしというか、本焼却しないということになれば、埋設されている、試験焼却で生じた灰の最終処分場に埋められているものの検査なども当然考えられるわけですが、その検査についてはどのように考えておられるのか。埋めてしまったから、もうそれでいいというようなわけにはいかないと思うんですね。当然のことながら灰になったとしても最終的にはそれがどのような流れで、本当に問題ないのか、常に検査を必要とすると思うのですが、その辺についてどう考えられておるのか、お聞きしておきたいと思います。

それから、14ページのこのごみ焼却施設の整備事業費のマテリアルリサイクル推進事業について、当然その、今こういう事業については環境の整備の中から必要な事業だと思うのですが、その中で、先ほど補助金の中で震災復興特別会計からの補助も認められるというような話でございましたが、なぜこの震災復興が今回このマテリアルリサイクル推進事業の中で関係が出てくるのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

それから、17ページの消防の関係なのですが、今回19の負補交の中で、県の消防学校負担金、あるいは大学、救急救命士研修ということですが、この消防学校については、今回入学者がいるのかどうか。それから、この救急救命士の研修についてどのような内容になっているのか。その辺についてお聞きしたいと思います。

それから、19ページの6款の教育費の中で、この適応指導教室費の賃金について、臨時職員の2名が考えられるということでしたが、この資格について、例えば学校の先生とか、そういう何らかの資格がなければ、いわゆる指導教室の位置づけが余りにも薄くなると思うのですが、この辺について、臨時職員の賃金に絡んでどういう方を対象にしているのか、その資格などはどうなっているのかをお聞きしておきたいと思います。以上です。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） それでは、まず歳入のほうから御説明申し上げます。廃棄物処理施設モニタリング事業補助金、こちらにつきましては、いわゆる農林業系を焼却するしないにかかわらず、被災地にあります焼却施設及び最終処分場、廃棄物処理施設の全ての施設が、月1回ずつ灰、それから排ガス、さらには最終処分場の水質等々に関して、放射性セシウム濃度をはかるという、法的に決められているものでございます。こちらにつきましては、補助率は100%でございます。

続きまして、その下にあります放射性物質汚染廃棄物処理事業補助金、こちらがいわゆる農林業系廃棄物の処理の本格焼却、いわゆる本格焼却に係る補助金でございます。こちらの補助率は50%でございます。したがって、こちらの手出しは半分はあるというところでございます。

なお、議員おっしゃるとおり、こちらの中では役務費の中に入っているものでございますけれども、検査内容につきましては試験焼却同様に月1回、したがって、法的に決められている月1回プラス1回ですので、主灰、飛灰等々につきましては、本格焼却時につきましては月2回行うという予定になっているものでございます。

それから、マテリアルリサイクル推進に係ります震災復興特別交付税でございますけれども、こちらにつきましては、被災地におけるインフラ整備というところがございまして、震災復興特別交付税の対象になり得る、なる可能性が非常に高いというものでございます。こちらは国で設けられているとおり、平成32年が最終年度と、復興年度の最終年度ということで、こちらの完成と同じ年が最終年度ということになります。以上です。（「けやき教室。教員」の声あり）

けやき教室の先生方はもちろん教員でございます。教員の実務経験もございまして、公立中学校で実務経験もございまして、ということでございます。

○議長（平渡高志君） 消防次長佐藤喜好君。

○消防本部次長（佐藤喜好君） お答えいたします。

消防学校の入校ということでございましたけれども、退職者補充の職員6人、新人職員の6人のほかに、現任職員の専科教育としまして約16人ほど各科目、警防なり救助、そういった救急なり、入りまして、全て合わせますと約16人分の経費が先ほどの値段でございます。学校関係。

それから、救急救命士の研修内容ということでございましたけれども、こちらは救急救命士の国家試験を受けるために東京の救急救命養成の研修所がございますけれども、こちらに7カ月ほど入所しましての経費2人分がこの経費になっているところでございます。以上でございます。（「質問にまだ答えていないようだけれども、いわゆる埋設しているやつ（の）灰の検査についてどうなっているのか、その辺」の声あり）

○議長（平渡高志君） さっき本焼却は2回というような答弁じゃない。（「では、質問します」の声あり）

○議長（平渡高志君） 8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 既に埋設されている灰の検査についてどうなっているのか。今回31年度の予算の中でどのような位置づけされているのか。その検査の内容についてもお聞きしたいと思います。

それから、本焼却について、歳出のほうでどの辺に含まれているのか。そこをお聞きしながら、実は今回この理事長の挨拶をお聞きしておりますと、もう大和町も大衡村も既に焼却は、もう本焼却するものはないと、残っているのは大郷町だけだということで、今大郷町へその処理処分、農地への還元方法について、処理処分が可能かどうか大郷町にお願いしているということでございますが、大郷町の町長ももちろん理事としておりますが、私はこれを見てきょう初めてわかったのですが、いや、大郷町だけが理解すれば、いわゆる最終的に半減期なども含めて、本焼却に持ってこなければもう本焼却は当組合の施設ではする必要がないというような見解にもとれるわけですが、その辺の見解の捉え方が私間違っているのか。もしそうだとすれば、大郷町の理事として、町長として、この農地への還元についてどう考えているのか。もう400ベクレル以上のものも結構あるわけですから、その辺についてどのように今後対応していく考えを持っておられるのかお聞きしておきたいと思っております。お願いします。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 歳出の項目でございますが、13ページのごみ処理費12節役務費の各種点検検査手数料720万9,000円の一部となっております。それから、同じく最終処分場の役務費の中の

各種検査料の一部ということになります。

それから、試験焼却時に埋めた灰について、灰そのものを、灰は埋めるときに検査しているのは御承知のとおりでございますが、埋めた後についてまた掘り返して再検査という計画はございません。こちらにつきましては、最終処分場の浸出水、浸出される水のほうで毎月放射性セシウム等々を検査しているものでございますので、この埋め立て物に対する灰のセシウムにつきましては監視されているものと考えております。

○議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） 千葉議員の質問に補足させていただきますけれども、まず1点目は、処分場の維持管理の関係についてですけれども、今回試験焼却をやって、その結果、灰あるいは飛灰等を薬品処理しまして埋めました。これらの行為があるなしにかかわらず、最終処分場の維持管理は埋め立てをすれば、水質検査、何十項目と定められております。今回たまたま、この原発事故から発生しての焼却行為が出てまいりまして、セシウム等の測定が上乘せされた感じでの処分場の埋め立てにおける維持管理上の検査項目、いろいろございます。これは埋め立て、仮に30年埋め立てしました。それで終わりではありません。

さらに、一般的に言われますのは、埋め立てした年数の倍は水処理が必要ですと。そして、その水処理をする期間は当然、水質検査やらも同じように、その期間は毎年毎月定められた検査をしまして、県のほうに報告という、これは法律上決まっておりますので、たまたまセシウムという部分の測定が上乘せされておるといことでありますので、これは埋め立てを終わって終わるものでございませぬので、将来的にこれらの経費は引き続き予算措置をさせていただいて、自然に返った状態まで維持管理をしていくというのが、国で定めている埋め立て処分場の維持管理の基本でありますので、ぜひ御理解いただきたいと思っております。

それから、震災復興特別会計の関係ですけれども、業務課長のほうから被災地のインフラ整備ということで、そのとおりであります。昨年から稼働いたしましたごみ焼却炉、これも同じように震災復興特別会計からの交付金を得てやってきております。これらの跡地、要するに旧施設の解体、事後の施設整備でありますので、国のほう、環境省では同じ考えで被災地におけるインフラ整備の一端として、幸いにして、事業メニューに国のほうで乗せていただいたということでありまして、焼却炉の建設から引き続いてという点もぜひ御理解いただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（平渡高志君） 理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） 農業廃棄物といいますか、廃棄物の件でございますけれども、黒川行政と

いたしましては、御案内のとおり、8,000ベクレル以下、しかも400ベクレル以下につきましては農地還元、そして400以上で8,000以下、そこまではないのですけれども、それらにつきましては焼却をするという方針でやってまいりました。その中で試験焼却というものを皆さんの御協力、御理解をいただきながら進めてきたところでございます。

一方で、その本格焼却をする、するといえますか、に対するものについて、それぞれの町村で、あるいは農家さんに御協力をいただきながら、さまざまな手法を、方法を考えており、取り組んできた経緯があったというふうに思っております。黒川以外でもいろんな形であります。大和町の場合は、農家の皆さん、農家といえますか、保有している方の御協力の中で、そういった堆肥化をして、そして還元をしたということで、試験焼却以外の部分については処理が終わっております。大衡村さんにつきましても、そういった形で処理が終わっているというように聞いております。

黒川行政としましては、先ほど申しました基本方針としましては、本格焼却がありという、あると、ものがあれば受け入れるという方針で来ておりますので、それについては変わっておりませんが、こういった形でそれぞれの町村で、あるいは保有者の方々の御協力、御努力をいただきながら、ほかの方法でやれるということもあるわけでございますので、冒頭の挨拶でも申し上げましたけれども、大郷町さんにつきましても、そういった方法がとられるのかどうか、そういったこととお願いをしているということでございます。

ですから、黒川行政としての基本的な考えで、本格焼却をもうやめたということでは、まだそういう状況ではなくて、そういう状況にはありますけれども、いろんな方法を大郷さんでも考えていただけないのか、その辺についてお願いをしているということで、冒頭御挨拶の中で皆さんに御報告を、御報告といえますか、挨拶の中で文面に入れたところでございます。以上です。

○議長（平渡高志君） 千葉議員、もう1回あるけれども、暫時休憩に入りまして、再質問は午後からということにいたします。

○議長（平渡高志君） 会議の再開は午後1時からといたします。

午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（平渡高志君） 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 先ほど理事長から、一応理事会で協議をして統一した見解が当然この施政方

針に出ているものと理解して、私は、先ほど田中大郷町長にも見解を求める質問を出したわけですが、もしよければ答弁、独自に答弁をもらってもいいのですが、基本的には大郷議会でどうするのかなということも入ってくるのかなと思うのですが、田中町長、もし見解があれば答弁をもらいたいと思います。

それから、この最終処分場で私、ずっと私は疑問を持っていたのですが、最終処分場費の14ページの関係で、委託料ということで、処分場の維持業務委託ということで、合わせて1,600万円ほど組まれておりますが、放射性物質がよく、いわゆる半減期なり、結構いわゆる放射性の危険性が薄くなるまでかなり年数がかかるわけなのですが、一方で、その最終処分場に持って行って、埋めて、最終的には、先ほどの答弁では、水質で検査をするということだったのですが、その一番肝心な、水も流れないようにしているその、何ていうんですか、シートですか、下に敷いているですね、そのシートの耐用年数よりも、多分その放射性廃棄物の埋設したもののほうがかえって長く時間というか、いわゆるその危険性が薄れるのには、かえって放射性廃棄物のほうがシートの耐用年数よりも時間がかかると思うんですね。そうした場合に、決して最終処分場に埋めているから安全で問題ないというような見解がこれまでもされておるわけですが、そういうことではないのではないかと思うんですね。

いろいろ見ますと、放射線、この遮蔽シートというのは特別ながあるんですね。そういうものがもう当初から、そういうものを埋めることを予定して、そのシートでいわゆるそのカバーしているならわかる、わかるというか、それでも問題があるのでしょうか、今回の場合は、当初その最終処分場をつくる際に埋めておいたシートは、そういうものでないはずなんですね。

ですから、幾ら最終処分場に埋めても、その耐用年数を考えた場合には、おのずからこの自然の流れの中で危険の度合いが一層、年数がたてばたつほど高まってくるのではないかという不安を感じるわけですが、その辺についてはどのような検討をなされているのですか。大体シートのその耐用年数というのは幾らぐらいあるのか。それを見れば、その危険性が増すか、半減期でおさまるのか、判断つくと思うのですが、その辺についてどのような見解で最終処分場に運ぶ判断をしたのか、もう一度確認しておきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（平渡高志君） 千葉議員、先ほど理事長が答弁したとおりが理事会での総意でございますので、その後の田中理事の件に関しては、大郷議会の3月議会で議論していただければ、この場では差し控えさせて、私のほうから、いただきたいと思います。業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） シートの耐用年数につきましては、私の知識不足というところもござい

ますけれども、何年というところではちょっと答えられない状況ではあります。ただし、水質、先ほど来、水質検査ということで、さきの議会等々でもお話ししているとおり、既に放射性セシウム濃度につきましては、基準をはるか下回っていると。はっきり言うと不検出、放流水でいうと不検出ということになっているところがございますので、こちらについては問題ないのかなと思っております。以上です。

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。1番金子 透君。

○1番（金子 透君） 先ほど同僚議員からも質問出ましたが、女性消防採用について、その1件についてのみ質問いたします。理事長、最初の御挨拶で女性登用に関していろいろ前向きな御挨拶をいただきましたけれども、その御挨拶、前向きな御挨拶が、この予算書にどのような形で反映されているのか、何も全く見えてきません。さきの震災以降、災害に遭った被災者の皆様に対して、女性目線でいろいろ支援してくださいよというのは、もう各方面で言われて久しいわけですから、ましてやこの黒川管内、4市町村ありますわけですから、今のところ大郷さんに恐らく採用された方は配置になるのだらうと思っておりますけれども、順次女性を登用していくという方向であれば、ほかの3市町村の消防署・支所に関しても、計画的なものが必要ではないかとは思いますが、財政の絡むことではありますけれども、やはり理事会としての方向性、計画、予算書に見える形で反映させていただきたいと思っておりますが、その辺、どのようにお考えでしょう。

○議長（平渡高志君） 消防次長佐藤喜好君。

○消防本部次長（佐藤喜好君） 予算書の中に反映されているのかということでございますけれども、一般的な学校経費、そういったものは入っておりますけれども、施設の運用に対しての整備については、先ほどちょっと助役の話もありましたけれども、消防本部庁舎に今女性用のトイレを区画するために工事をしているのが入っているのみでございまして、この31年度の予算にはそういった特別な経費というものは入っていません。一端あれば、女性用の被服もこの中には入っているというくらいでございます。以上でございます。（「次長、結局女性が今からふえるという目安、目標はあるのかというのも一緒に、やはり今の人員構成からして」の声あり）

済みません、女性消防職員は平成38年度まで定数の5%を目安にふやすよという通達が国の方から流れてきておりまして、黒川消防としましては、145人の定数に対しまして6人、7人あたりを女性消防職員にというふうにご考えているところでございます。以上でございます。

○議長（平渡高志君） 1番金子 透君。

○1番（金子 透君） 答弁いただきましたけれども、明らかに女性登用に対して前向きなものとい

うのが見えてこないんですよね、どうしてもね。これから、これからというか、今現在、男と女と2つしかいないわけですから、いずれ対象となる人の半分は女性です。そういったことから考えても、やはりこれは今からでも計画的にやらないと、もう既に遅きに失している問題だと私は考えております。先ほどと同じ質問、理事長に答弁いただいてもよろしいでしょうか。

○議長（平渡高志君） 理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） 今回の登用につきましては、2人登用させていただきました。これは募集につきましても、男性・女性という区別をして募集するものではございません。そういった中で応募があつて、今回2人採用させていただきました。その前にと言ったら変ですけども、施設的には十分でなかったものですから、大郷につきましてそういった準備もしておったところでございます。したがいまして、その男性・女性という区分ではなくて募集しているという状況でございますので、そういった施設の整備というのは、今後順次考えるといえますかね、そういったことは非常に大切なことだというふうには思っております。議員の御意見等々も聞きながら、今後の対応、理事会でもいろいろ考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。ほかにございませんか。11番浅野俊彦君。

○11番（浅野俊彦君） それでは、説明書の4ページをお開きをいただきたいと思います。

歳入の3款1項1目衛生費国庫補助金でありますけれども、その中の放射性物質汚染廃棄物処理事業費の補助金、こちらで同僚議員からも質問があつた中ではありますが、回答の中でさらに確認しておきたいところが、本年度の歳入の見込み額44万7,000円ということで、補助率が50%という回答でございました。

まず、この補助金はどの部分に使えるのかというお話と、実際に算出される根拠とされた廃棄物が、大郷さんで残っている、その38.1トンに対するその算出であるのか、という点をまず確認をさせていただきたいなと思いますのと、あと事項別明細書の16、17ページの5款1項1目の常備消防費でありますけれども、12月の議会の際にも一般質問をさせていただいて、老朽化がなかなかその著しい消防本部、これの建てかえ等を、すぐにももちろんできるものではないので、なおさらその議論を、まず理事会等で始めていただきたいということでお話をしたわけではありますが、歳入の中身を拝見しますと、何らかそれに対する研究費なり調査費等が見当たらないわけではありますが、まずその見当たらないという考え方で正しいのか、特段予算措置をされていないのかという点を、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） それでは、放射性汚染物質処理事業補助金、こちらの説明でございます。

さきに御説明したとおり、補助率は50%ということで、どこから算定されるのかというところでございますが、具体的にいきますと、13ページ、ごみ処理費の12節役務費、ここの各種点検検査手数料の一部、それから15ページ、最終処分場費の同じく12節役務費、各種点検検査手数料の一部でございます。

具体的にいきますと、いわゆる本格焼却における各種検査、放射性セシウムの排ガス、それから水質関係の放射性セシウム濃度の測定に係る必要経費の2分の1というのが補助対象になっております。なお、本格焼却に係る人件費等々につきましては補助金の対象になっていないというもので、実質経費のみということになっております。2分の1ですので、金額的にいうと89万円ほどという金額になるものでございます。

あと、対象につきましては、こちらは予算策定時期、当然10月ごろから始まるというところもございまして、対象とするものにつきましては、大和町も含む試験焼却前、試験焼却後の想定されている残量を想定しまして、一般本格焼却をするという考えに基づきまして予算計上しておりますので、4カ月分の検査料を積算しているものでございます。以上です。

○議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） 消防庁舎の建てかえ関係、以前11番浅野議員からの質問、さきの議会におきましてもあったわけですがけれども、理事会といたしましては、まず1つは、平成25年から運用しています消防指令センター、十数億、約20億強の事業費を投じて整備しまして運用しています。これも国のほうでは、耐用年数を10年を1つの目安、目安といいますか、そういうことも言われておりまして、やはり1つは消防本部庁舎を考える場合には、指令センターとセットで当然事業を進める必要がある。

それから、管内、黒川地域の特に南部地域、富谷市さんを初め大和町の南部地域における今後の人口急増等々、それからしてやはり消防力の、国のほうでは3年に一度地域の消防力の見直しをする時期、市町村の実態を見直しする時期、参りますので、それらの状況も踏まえる中で、当然勝手に地域だけ、自治体だけで進めるわけにはいきませんので、その辺、県なり総務省消防庁の基準とする部分を考慮しながら、今後整備する必要があるということで、議員おっしゃるとおり、確かに31年度の予算に反映する経費は計上ありませんが、理事会といたしましては、理事会として合意形成に至る以前の理事協議で再三、首長方で議論しておるのが実態でありまして、今後そういう方向づけを一つ一つ、消防施設の場合、議員さん方御承知のとおり、用地についてはその所在する市町村

での準備が必要といたしますので、いろいろ課題はございます。そういう中で、理事会としては、各理事さん方、共通認識を持って将来に向けて検討しているという部分、申し上げておきたいと思っております。以上です。

○議長（平渡高志君） 11番浅野俊彦君。

○11番（浅野俊彦君） まず、先ほどの放射性物質、農林系の放射性物質の廃棄物の処理事業の件がありますが、補助対象となる部分はその検査費用のみという回答でありました。試験焼却の際には、ある意味その対象となる汚染物のパッカー車による輸送であるとか、またその焼却後の灰の埋め立てにおいても、きちんとした飛ばさないような専用のダンプでの輸送であるとか、そういった部分も発生もするでありましょうし、実際にそういった費用が国庫補助されたというふうに記憶をしているところであります。

そういう中で、そういった費用が全く今回はまず見られないという、見てもらえないというような今、国の姿勢であるのかという部分を確認をさせていただきたいのと、あとあわせて大和町、大衡村に関しては、すき込み等により結果焼却物がなくなったという現況下で、理事長の最初の挨拶にもありましたとおり、大郷町さんのほうでの再検討をさせていただいているという回答でございましたけれども、そういった意味では、仮にその国庫補助されなくて、実施に当たってかかる費用の部分、じゃあどこがどういう割合の費用負担をしていくんだということにも発生するのであるうなど、波及するのであるうなどという話の中から考えると、そういったその市町村ごとのその場合の負担割合なりを今どんな形でお考えであるのか。まだ決まりでなければ、もちろん決まっていなくても構いませんが、現状のお話をお伺いをしたいなと思っておりますと、あとあわせて、やはり大衡、大郷町さん、並びに議会も交えた中で、本当にけんけんがくがくどういった処理が黒川郡域内で好ましいのかという部分を、議論を望むところでございますけれども、その点、もし御回答いただける範囲があれば、回答のほうを求めたいと思っております。

あと、あわせて消防本部の件に関しては、理事会での協議を始めていただいているという点は確認ができましたので、ぜひその新庁舎を建設するに当たっては、もちろん女性職員の対応も踏まえた中でのその設計になるであろうというふうに思われますし、一般質問でもお話しさせていただいたとおり、建物以上に中央の指令室の監視、指令システムですかね、あれがかなりの高額なものを要する中、一部更新も図りながらという意味で、そのタイミングが非常に難しい事業になるであろうというふうに思いますので、長期的な視点での今後の議論を望むところでございます。御答弁を求めます。

○議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） まず、国庫からの補助の関係を申し上げますが、議員おっしゃるとおり、要するに運搬手段に要する経費やら等については、搬入する自治体での予算措置が必要になってまいります。黒行のこの予算の中では、あくまでも計画どおり、基本に基づく計画どおり、焼却をする段階からの経費になります。御承知のとおり、そうした場合、黒行におきましては、パッカー車で運搬経費等々は、町村での予算措置というふうになりますので、これらは全て試験焼却と同じように、環境省では同じ制度で国費を補助するという制度に変わりありません。

あと、組合におきましては、先ほど業務課長説明のとおり、あくまでも埋め立てをした後やらの水質検査とか、いろいろ検査関係の経費が対象になりますので、これらについて予算措置をお願いしているということで、同じ焼却をやる場合でも、町村分と組合分があるという部分、御理解をぜひお願いしたいというふうに思います。

庁舎につきましては、先ほども申し上げましたとおり、理事会としてそういう、現在理事協議の段階にありますので、将来に向けて議員おっしゃるとおり、当然指令センターの整備というのが、消防本部の場合、並行して進める必要がありますので、さらにその中には女性、当直対応可能な当然設計も踏まえることになってくると考えます。以上です。

○議長（平渡高志君） 11番浅野俊彦君。

○11番（浅野俊彦君） 放射性の廃棄物、農林系の、これに関しては、特に大郷町さんでは放射性の廃棄物を持ち込まない、持ち出さないというような条例もある中で、どのような処理をなさるのかという部分、予算の執行にもある意味かかわってくる、黒川行政事務組合の予算の執行にもかかわってくる話であろうというふうな思いもありますので、ある意味、じゃあいつごろまでには方向性を決めてほしいというような、期限もある意味切ってくるような、これはどのタイミングかまでにははっきりしてほしいというような、そういった時間的な制約も出てくるのではないかなというふうに思う部分があるのですが、私は何らかその一線をやはり決めるべきかなというふうに思いますが、どのようなお考えであるのか、最後にお伺いをしておきます。

○議長（平渡高志君） 理事長、よろしいですか。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） ただいまの御質問の内容につきましては、要するに、どういう方向に進むかの一線を決めたらということでありまして、今年度試験焼却とかやってきて、そして全体の説明会をするということで、いろいろお話をさせてもらっていた経緯がございました。その中で、次年度に向けての計画性とか、そういったこともお話をすることが求められるのではないかなという

ふうには個人的には思っております。

したがって、年度がありますので、新年度に向けてということ、あるいは新年度早々といえますか、その辺の時期ということ、余りずれないで考えなければいけないのかなど、これは個人的な考えでございますが、そんな感じに思っております。

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。6番大友三男君。

○6番（大友三男君） ごみ処理費のほうの関連でお聞きしたいと思うのですが、現在、この黒川郡内、特に大和町内でのイノシシの増加が著しい状況になっている状況なのではございますが、その処理、今現在は埋設処理と、多分幾らかの焼却処理をなされているということだと思っておりますが、今現在、大和町管内では、大体年間有害捕獲、狩猟捕獲、個体調整も含めて、約300頭前後ぐらいの捕獲数があると聞いています。現在、富谷市のほうでも大体二桁の数字での捕獲が確認されております。さらに、大衡さんのほうでも同じぐらいの数字で捕獲されております。さらに、つい最近ですけれども、大郷町でも1頭ですけれども、捕獲されております。将来的に、何百頭という数字、1,000頭近い数字に、近年のうちに増加する可能性があると思われま。

現在、宮城県の県南地区のほうでも、年間総予算として、ある町では6,000万円から7,000万円かかっているそうです。ですけれども、その地域では、ほとんどが埋設処分をされていて、大変な状況だそうです。ですけれども、ある市では、焼却のための施設をつくりまして、それで一応焼却処分、焼却といいますが、そのイノシシだけじゃなくて、一般ごみと混ぜて焼却を行っている自治体もあります。

そういう意味も含めまして、今後、この黒川行政区としても将来的に、やはりその1,000頭超えというものも、もう考えていって、将来的にやはりそのそういうふうなごみ焼却場のほうでの処分もやはり検討すべきじゃないかと、今回この予算の中にはそういうものは含まれていないようなのですけれども、将来的にやはりその行政区として、町それぞれの単独では対処し切れなくなると思うので、黒川行政区として、この機会にどのようにお考えになっていくか、お聞きしたいと思うのですけれども、どなたか。（「ここでの質問でないべっちゃ」の声あり）

○議長（平渡高志君） ただ、今年度の予算に入っていないということでの質問で。助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） 広域行政、黒川地域行政事務組合の4市町村の共同処理する事務事業は、例規集の一番最初にあります規約規定、これは各市町村の議会でこれらを4市町村として共同処理しましょうという議決があつて初めて、宮城県知事が許可をするという流れで、今現在取り組んでおります16の事務事業がございます。それらからいいますと、31年度の予算は、議員がおっしゃる意

味合いはわかるのですけれども、ここでの議論よりも、各市町村として今後どういう対応をするか。やはり地域として、4市町村として、そういう共同処理が必要だというような方向づけでもされれば、また別な動きが出てくるのかなということで、黒川行政の議会における質問として答弁できるものでは、そういう共同処理の意味合いからしまして、答弁できる意味合いはないのかなと個人的にそのように思います。ひとつ御理解いただきます。

○議長（平渡高志君） そのとおりです。ほかにございませんか。7番和賀直義君。

○7番（和賀直義君） マテリアルのちょっとリサイクルの推進事業についてお聞きいたします。ここでペットボトルの減容施設を入れるんだよとなっていて、ここで選別・減容・梱包とこうなっているのですけれども、この施設のその中身をもう少しちょっと教えていただきたいなということと、あとそれから処理能力で足りないんじゃないかという、こう同僚議員の質問もありましたが、私は逆に集めるのが大変なんじゃないかなと、こう思っているのですけれども、今現在、このペットボトルってどれくらい今集まっているのか、その辺についてお聞きします。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） ペットボトル減容機についての詳細ということになります。詳細につきましては、端的にいいますと、圧縮して固めます。それを梱包してブロックにしてしまうという機械でございます。選別関係につきましては、プラスチック容器包装と同じように、手作業でしか選別はできないということになりますので、ここで先ほど予算の中でお話ししておりましたパートの方々であくまでも選別については、ベルトコンベヤー式を想定しておりますけれども、そちらで手選別で分けていただくというものになります。

処理能力につきましては、先ほどお話ししましたとおり……（「今幾らペットボトルがあるのか」の声あり）ちょっと決算のときの資料はあるのですが、ちょっとお待ちください。（「後で」の声あり）済みません。

○議長（平渡高志君） 7番和賀直義君。

○7番（和賀直義君） ちょっとまだ、済みませんね、私も感覚的で質問したのですけれども、結構これも大きい購入金額になるんじゃないかなと、こう思っているのですが、今世の中には、プラスチックのペットボトルだけの減容施設じゃなくて、ペットボトルもできるよ、あと廃プラもできるんだよと、あと段ボールも、何ていいますか、そういう圧縮して自動梱包できるんだよと、そういう機械もあるのでね、その辺のところの検討がなされたのかどうか。

あと、それから集めるのが私は大変じゃないかなと思っているのですけれども、要するに今現在、

これくらいペットボトルが集まっていて、それは市町村から皆集まってくるのだけれども、その事業系で集めてくるところまで処理を考えているのかどうか。そうなった場合に、ほかの自治体でもうそういう設備が、ペットボトルの専門の設備があつて、また企業でそういうところをやっているところがあるのかどうか。この辺のところも調べてちょっと検討してほしいなと思います。これに関してちょっと所見を伺います。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 確かにプラスチック、ビニール等々、それから段ボール、そちらについて圧縮梱包する機械、当組合でもプラ製容器包装、それから紙製容器包装、あの施設の中で、仕組みは同じですので、ペットボトルもできることはできます。やろうと思えばできることはできる機械ではあります。ただ、こちらについて、プラスチック容器包装の専用施設ということでやっておりますので、そのような形になっているところでございます。

あと、集めるところに集めるのが大変だという、おっしゃるとおりでございます。こちらにつきましては、町村の担当課と力を合わせ、住民の皆さんに啓蒙活動をしながら、ペットボトルの分別に対して、地域住民を巻き込んだ運動を重ねなければいけないのかなという所見を持っているものでございます。以上です。

○議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） 議員、ここにありますペットボトル減容施設マテリアルリサイクル推進施設の整備ということで、タイトルからして新規事業というふうにおとりになっている部分があるのかなと、正直申し上げまして、といたしますのは、現在収集形態、町村のごみは大和、大郷、大衡の収集形態は何ら変わりございません。この施設整備をしても、現在ペットボトルを収集して入ってきます。このつぶして梱包する施設が、既存の旧焼却炉の中にあるのです。焼却炉の向かって右側に。そして、焼却炉を解体するために、ペットボトルの減容施設をどうにかしなきゃないということを理由に解体経費も国から交付金対象に考えていただいたというようなことで、新規事業、建物は新しくなりますけれども、ペットボトル減容施設とかは基本的に従来のやつを移しかえすると。当然新しいものになりますけれども、そういうことで、全てが新規事業ということでなく、あるやつを生かすために建物、焼却炉の解体地に整備しまして、それら成型品をストックしておく場所も不足していますので、あわせてストックヤードを整備し、最終的に古くなりました管理棟、トラックスケール等もこの事業の中で計画していくという、焼却炉解体後の施設整備が、総称しましてマテリアルリサイクル推進施設整備事業となっていますので、今までと収集形態が変わるとか、ペットボ

トルのですね、そういう部分ではなく、従来どおりに町村では収集していただいていた処理施設を更新するというふうにおとりいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

それでは、質疑もないようでありますので、これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第7、議案第5号平成31年度黒川地域行政事務組合一般会計予算を採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第8 議案第6号 平成31年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計予算

○議長（平渡高志君） 日程第8、議案第6号平成31年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計予算を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課参事櫻井 浩君。

○業務課参事（櫻井 浩君） それでは、議案書14ページをごらん願います。

議案第6号平成31年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計予算について、御説明をいたします。

まず、第1条に規定のとおり、本特別会計の歳入歳出予算総額を1,932万5,000円とするものであります。

次に、別冊の各種会計予算に関する説明書、こちらのほうを準備お願いいたします。32ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算事項別明細書で御説明いたします。

32ページは、歳入歳出の総括で、前年度に比較いたしますと、39万9,000円の減となっております。

33ページをごらん願います。

歳入につきましては、財源をおおむね市町村の負担とするもので、各市町村ごとの負担金額は別表のとおりで、1,931万2,000円とするものであります。

次に、34ページをお願いいたします。

歳出につきましては、会計年度における審査件数を4,270件、審査回数を122回計画いたしまして、8合議体、委員40名の報酬と、担当職員1人分の人件費、そして審査会の開催に要する計上経費を各節ごとに計上するもので、歳入歳出それぞれ総額1,932万5,000円とする予算計上の内容であります。

35ページ以降は、審査会委員報酬と職員給与費の明細書であります。ごらん願いたいと思います。

以上が、提出しております平成31年度介護認定審査会特別会計予算であります。よろしく願いいたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。14番佐々木春樹君。

○14番（佐々木春樹君） 介護認定ですけれども、私の感覚では、この認定を受ける人数というのはふえているんじゃないのかなというふうに感じたのですけれども、予算が少なくなっているという中で、前年、前々年と、この予算を計上するに当たっての考え方といたしますか、そういったものをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（平渡高志君） 業務課参事櫻井 浩君。

○業務課参事（櫻井 浩君） お答え申し上げます。

実績でございますけれども、平成25年度からになりますけれども、3,157件、平成26年度で3,466件です。平成27年度で3,505件、28年度、3,616件、平成29年度、3,803件ということで、28年度、29年度を比較しますと、5.2%の増というような内容であります。それで、平成30年度におきましては、当初では4,305件を見込んでおりまして、開催件数123回というような30年度の当初でございました。

31年度の前定でございますけれども、今回、平成29年度から比べまして、31年度、約12%の増ということで、前回よりも1回回数が少ない状況での予算組みというふうになりましたので、その分1回分の予算が前年度から減ったような状況であります。状況はそういうような状況であります。私からは以上です。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 介護認定審査会、回数減の説明でございますけれども、本年度から法改正といたしますか、仕組みが改正になりまして、介護認定の認定期間が最大今まで24カ月だったのが、今年度から36カ月に延びたというところがありますので、介護認定審査を受ける人の数は多くなるのでしようけれども、認定期間が長くなったということで、審査会の回数は減るものと見ておりま

す。さらに、安定している方、前と同じにつきましては、簡素化ということで、審査、2次審査の審査会を通しての審査につきましては、書類だけでよいという形になってきておりますので、したがって、審査会件数が少ないというふうに来年度は予想しているというものでございます。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第8、議案第6号平成31年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計予算を採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第9 議案第7号 平成31年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計予算

○議長（平渡高志君） 日程第9、議案第7号平成31年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計予算を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課参事櫻井 浩君。

○業務課参事（櫻井 浩君） それでは、議案書16ページをごらんいただきたいと思います。

議案第7号平成31年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計予算について、説明をいたします。

まず、第1条に規定のとおり、本特別会計の歳入歳出予算総額を116万3,000円とするものであります。

次に、別冊のほうをお願いしたいと思います。各種会計予算に関する説明書42ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

42ページは、歳入歳出の総括で、前年度に比較いたしますと、1万5,000円の減となっております。

43ページをごらん願います。

上段の歳入につきましては、財源をおおむね市町村の負担とするもので、各市町村ごとの負担金

額は表記のとおりで、116万1,000円とするものであります。

次に、下段の歳出につきましては、会計年度における審査件数を144件、審査回数を12回計画いたしまして、2合議体、委員10名の報酬と、そして審査会の開催に要する計上経費を各節ごとに計上するものでございます。

歳入歳出それぞれ総額を116万3,000円とする予算の内容であります。

44ページは、審査会委員の報酬の明細でありますので、ごらん願いたいと思います。

以上が、平成31年度障害支援区分認定審査会特別会計予算であります。よろしく願いいたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第9、議案第7号平成31年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計予算を採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第10 議案第8号 平成31年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算

○議長（平渡高志君） 日程第10、議案第8号平成31年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） それでは、議案書18ページをごらん願います。

議案第8号平成31年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算について御説明申し上げます。

まず、2条でございますが、2条は業務の予定量であります。こちらにつきましては、指定管理者からの病院経営計画が提出されておりまして、その予定量でございます。

1として、病床数につきましては、本年度同様、一般病棟を110床、回復期病棟を60床とするものでございます。

年間患者数でございますが、入院につきましては4万626人、外来につきましては8万7,612人を予定するものでございます。

1日平均患者数につきましては、入院が111人、外来につきましては298人を予定するものでございます。

主な建設改良事業としては、黒川病院の医療機器整備事業でありまして、後ほど第9条で出てまいります。10点の医療機器の更新事業を予定するものでございます。

第3条につきましては、収益的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。収入合計31億2,669万1,000円に対しまして、支出合計33億260万8,000円とするものでございます。

次ページの第4条につきましては、資本的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。収入合計、支出合計ともに4億585万4,000円とするものでございます。この部分につきましては、病院移転新築事業、病院改修事業、さらには病院医療機器の整備事業に係ります企業債の元金償還金及び平成31年度に新規に購入する医療機器に係る企業債の収支の予算となっているものでございます。

第5条につきましては、31年度に新しく整備する医療機器整備事業に係る企業債の限度額を5,440万円とし、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を定めるもので、限度額を8億円とするものでございます。

第7条につきましては、議会の議決を経なければ流用できない経費ということで、職員給与費であります。こちらは組合より指定管理者へ派遣する医師1名、それから組合事務職員1名分の給与についての限度額を2,633万3,000円とするものでございます。

次のページ、お開きください。

第8条につきましては、関係市町村からこの病院会計への補助、市町村負担金を受ける金額を定めるもので、収益的収入に対しては1億9,137万7,000円、資本的収入に対しては3億2,678万6,000円、合計で5億円1,816万3,000円とするものでございます。下の表が、各市町村ごとに集計した負担額となっているものでございます。

第9条につきましては、重要な資産の取得としまして、医療機器であります10点の資産取得を予定するものでございます。

議案書については以上でございます。

続きまして、別冊にあります予算に関する説明書、こちら、45ページ以降をお開き願いたいと思います。

こちら、公営企業法で定められている書式にのっとり掲載しておりますので、詳しい紹介は省略させていただきますが、45ページから46ページに関しては、予算に関する説明書でございます。

収益的収入及び支出、資本的収入及び支出について、先ほど説明した議案書の内容が記載されているものでございます。

47ページから49ページにつきましては、予算の実施計画書でございます。実施計画の明細内訳となっております。

続きまして、50ページから52ページにつきましては、こちらは公営企業法で定められております平成31年3月31日、今年度末現在の予定貸借対照表でございます。

53ページから54ページまでにつきましては、平成30年度予定の損益計算書というものでございます。

55から57ページにつきましては、平成32年、来年度末の現在の予定の貸借対照表でございます。

58ページにつきましては、平成31年度の予算をどのような方針で作成したかの注記でございます。

59ページにつきましては、平成31年度予算のキャッシュ・フローの計算書でございます。

60から66ページまでにつきましては、平成31年度におけます職員給与費の明細書でございます。

67ページにつきましては、地方債に関する調書で、現在借り入れしております企業債並びに見込みに関する企業債の内訳となっております。

こちらにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、公営企業法に定められている予算の様式でございますので、説明を省略いたしますが、ごらんになっていただきたいと思っております。

当組合として指定管理者の中で、68ページで指定管理者制度のもと、病院事業管理運営における予算の組み立てを1ページにまとめてありますので、こちらのほうで説明させていただきたいと思っております。

31年度の病院事業会計について、この図を、上、中、下に分けまして、市町村負担金の部分は中段といたします。

まず初めに、上段の部分をごらん願います。上段の部分は、組合と指定管理者との診療報酬に係る経費の流れを示している部分でございます。

上段左側の収入内訳の一番下になりますが、こちら、28億7,296万3,000円、こちらが指定管理者へ同額が交付金及び委託料として入金されるものでございます。

次に、中段部分をごらん願います。こちら、関係市町村から負担金の流れでございます。関係市町村からの負担金につきましては、先ほどお示したとおり、31年度におきましては総額5億1,816万3,000円の御負担をお願いするものでございます。この内訳としては、指定管理者経費、起債に係る事業分及び元利償還金事業経費分でございます。

中段の中央をごらんいただきたいと思います。こちら、町村負担金を財源として支出内容を示しているものでございます。まず、上のほうに、協定書に基づく運営交付金7,000万円及び運営費補助金1,000万円、合計8,000万円について、上段右側にあります指定管理者のほうに支出する流れでございまして。

次に、その下にあります起債事業費につきまして、右側にあります企業債を活用して医療機器更新事業5,450万円に対しております。一般財源としては10万円の経費でございまして。

次に、その下にあります起債元利償還に要する経費といたしまして3億7,347万円を、右側の国庫等へ支出する流れでございまして。

その下のリース資産購入経費につきましては、医療機器のリース償還元金分を、162万8,000円をリース購入費として支出するものでございまして。

また、下の病院事業費に要する経費としまして6,296万5,000円を、右側の黒行としての事業経費8,137万6,000円に充当支出する流れでございまして。経費の内訳としては、事務職員1人の人件費、病院の火災保険料、あと協定書に基づきまして20万円を超える施設機器の修繕及び50万円を超える医療機器備品の更新に要する経費などでございまして。

次に、下段左の財産収益等をごらん願います。こちらについては、財産収益の1,841万1,000円の収入につきましては、中央下段内訳にありますとおり、売店、それから食堂、A T M及び自動販売機の賃借料、それから指定管理者から負担される派遣医師1名の給与負担金1,740万3,000円などでありまして、右側の黒行としての事業経費に充当するものでございまして。

また、同じく下段左の指定管理者負担金2,467万9,000円につきましては、今年度、30年度に整備しました電子カルテシステムにおける指定管理者負担分でございまして。こちらは起債の償還の一部となるものでございまして。

ここまでが現金ベースでの予算でありまして、収入支出差し引きゼロの予算となっているものでございまして。

ここから下の枠につきましては、いわゆる現金の伴わない収入及び支出の予算というものになっております。

左につきましては、現金の伴わない収入として長期前受金戻入益、こちらは指定管理者から寄贈がありました財産に対する繰延収益及び県補助金の繰延収益の戻入益でありまして、合わせて4,392万8,000円を予定するものでございまして。

右の現金の伴わない支出については、建物や医療機器等に係る減価償却及び固定資産除却で、2

億1,984万5,000円を予定するものでございます。

一番下の表をごらん願います。平成31年度病院事業会計の予算、収入支出の状況を整理したものであります。

収益的勘定、資本的勘定を合わせた収入合計が35億3,254万5,000円に対しまして、支出合計が37億846万2,000円とするもので、収支差としては1億7,591万7,000円の損失とする予算の内容でございます。

以上が、平成31年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算の説明でございます。よろしく願いいたします。

○議長（平渡高志君） 暫時休憩に入ります。会議の再開は10分後の2時10分といたします。

午後2時00分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（平渡高志君） 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 先日、病院の管理者からいろいろ31年度の経営の厳しさを訴えられた経過があるわけですが、それらなどは今回の事業計画にどのような形で出されているのか。それをお聞きしたいと。

それから、議案書の20ページに、今回の重要な資産の取得ということで、10点ほど掲げられておりますが、この10点の合計金額が、ここでいう今の資料の説明の68ページの起債事業としての5,450万円と見ていいのか。もしそうなれば、大まかなこの10点の概算というのは表示できないものかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（平渡高志君） それでは、助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） 御質問の、先日、医師の人事の関係、本郷管理者から説明いただく機会があったわけですが、基本的にこの予算には反映しておりません。といいますのは、黒行として予算編成は、10月、11月、もう既に進んでおります。そして、市町村に対しましては、市町村の負担金の関係でもう12月に数字を固めまして説明をしてくれている場合もございまして、その後、科名まで申し上げれば、整形ドクターの動き等々が報じられたという部分もございまして、この予算には反映しておりません。今後の医師配置についても非常に、病院としても最後の最後まで流動的な部分もあるや否やに聞いておりまして、収益はかなり落ち込むものとは想定しておるのが、黒行としての

見方と申しますか、その場合には、現年度、新年度におきまして、収益の動向を踏まえて減額措置を議会側に提示申し上げるということになる、現状ではそこまで申し上げたいと思います。以上です。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 重要な資産の取得について5,450万円、まさに議員のおっしゃるとおり、その10点の医療機器の合計金額でございます。個々の金額につきましては、ちょっと予定価格等がわかられてしまうということもございまして、伏せさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（平渡高志君） 8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 金額は、多分そうかなと思いつつも、一応自治体からの負担金もあるものですから、病院任せだけでいいのかなというちょっと疑問を持ったものですから、ある程度の概算を出してもいいのかなということで、それでお聞きしたのですが、やはりこの今後の事業運営に支障を来すというようなことを言われれば何とも言いようがないのですが、それからその病院の、いわゆる先日の管理者からの訴えが反映されていないということでしたが、もし経営があのおおりに厳しくなった場合には、最終的には各自治体の負担がここはふえてくるという形で理解していいのですか。結局その赤字を補填するような形になるのでしょうかから、その辺の自治体のあり方というのはどうなってくるのですか。今後の負担の、そのやる経営の状況によってこれ、その辺詳しく。

○議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） 指定管理者との20年約束、協定事項から申し上げれば、それはございません。相手が赤字になったから赤字補填をするという協定ではございませんので、それゆえに固定経費、年間8,000万円、あとは医療整備、先ほどのように医療機器等の整備については、約束事を持って計画的に進めてまいりますので、赤字になったから市町村の負担ということは、現協定上は考えるものではなく、過去にも赤字の年度はございましたが、そのように指定管理者側の自助努力もあったと思っておりますけれども、直接市町村に赤字補填を負担を求めることは、協定上は発生しませんので、申し上げておきます。以上です。

○議長（平渡高志君） 8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 先日の説明の中で、最後のほうでしたか、いわゆる次の更新の時期に、時期というか、更新の姿勢についても示されて、私なりに結構、順調にはいかななくても、何とか経営がいつているのかなということだったのでとったのですが、しかし説明の中では、独自の負債が結構あるということで、次の契約更新の時期には、果たして我々が上のほうからも、余りにも赤字を抱えるよう

なことになれば、更新も再検討せざるを得ないというような、かなり厳しい、びっくりするような説明があったのですが、それらのことについて、その後理事会なり、あるいは行政組合として、あの説明についてどのように受けとめておられるのか、その辺だけ、この機会にお聞きしておきたいと思います。お願いします。

○議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） 提案しております31年度の予算、理事会としてこの内容で提案するという、理事会の議決の中でも、現状、ただいま申し上げましたとおりの考えで、収益が落ち込めばそれなりの減額、決算に向けましては減額措置をとるということで、何せ医師の配置のことでもありますので、今現在、だろーうというような情報はありますが、まだ確定でないようで、東北大の医局との関係も非常に、時期が来なければ見えない部分もあるようですので、今現在で当初指定管理者が事業計画をしたやつを崩してまでこちらとして予算措置をするべきでないという中で、今後の動向を踏まえて新年度、その時期が来たら、議会側にも願います、せざるを得ないだろうというのが、理事会としての現状見解です。以上です。

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。7番和賀直義君。

○7番（和賀直義君） なかなかこの病院事業の予算というのは理解するのが難しいのですが、この18ページの業務の予定量が十数%押ししている、この理由と、あと20ページのその補助金、第8条、これも去年と比較してトータルで9%アップしているのですが、これはなぜなのかという、教えてください。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 先ほど冒頭にお話ししたものでございますが、患者数等々につきましては、病院側の積算、いわゆる見立てによるものを踏襲させていただいているということで、先ほどの患者数の昨今の減少等々がありまして、患者数を低く見積もっているものでございます。

あと、補助金等々の増額につきましては、医療機器更新及び、あと修繕がございますので、修繕につきましても、来年度しなければいけない修繕というものを4,630万円と見ております。こちらにつきましても、指定管理者側と検討の結果、このような、これだけは必ずしなければいけない修繕を含めているものでございます。

そのほか、突発的なものというものを予算措置させていただいておりますので、修繕料及び、あと過去の年の起債償還の償還分が増額しておりますので、その分について市町村負担金が多くなっているというものでございます。以上です。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第10、議案第8号平成31年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算を採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第11 議案第9号 平成31年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計予算

○議長（平渡高志君） 日程第11、議案第9号平成31年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計予算を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 議案書21ページ、ごらん願います。

議案第9号平成31年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計予算について御説明申し上げます。

第2条は、業務の予定量を定めるものでございます。利用者につきましては、月79人とし、利用回数につきましては、延べ月442回を予定するものでございます。

第3条は収益的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。収入合計5,237万8,000円に対し、支出合計は5,237万7,000円を予定するものでございます。

議案書につきましては以上でございます。

続きまして、別冊にあります予算に関する説明書の69ページをお開きください。

予算の実施設計書でございます。収益的収入及び支出について、先ほど説明しました議案書の内容でございます。

70ページは、予算の実施計画明細書でございます。実施計画の明細内訳となっております。

続きまして、71ページ以降につきましては、病院事業会計同様、公営企業法に基づく予算書、各諸表でございます。前年度損益計算書、当年度予定貸借対照表等々がございまして、ごらんになつていただきたいと思います。説明は省略させていただきます。

77ページをごらんください。

こちらで、病院同様、訪問看護ステーション事業会計運営における予算の組み立てを御説明します。これも病院会計と同じく、経費の流れを図式化したものでございますが、上段の欄をごらんください。組合と指定管理者の診療報酬に係る経費の流れを示している部分でございますが、このことについて、介護保険診療請求は指定管理者で行い、これによる診療報酬については、組合の訪問看護ステーション事業会計に入金され、そのまま病院のほうに流れるということで、その金額については5,237万7,000円を予定するものでございます。

これに対して組合では、上段中央、経費の具体であります交付金とし、と同額のものが支出予定されているものでございます。

下段左側の事業外収益として、預金利息1,000円を見込み、収入合計としては5,237万8,000円の当初予算でございます。

以上が、平成31年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計の予算の説明でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第11、議案第9号平成31年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計予算を採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第12 同意第1号 監査委員の選任について

○議長（平渡高志君） 日程第12、同意第1号監査委員の選任についてを議題といたします。

理事長より提案理由の説明を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） それでは、同意第1号ということでございますが、議案書の22ページ、それから議案説明資料、同意1号から4号関係がございますので、そちらもごらんいただきたいというふうに思います。

同意第1号でございます。監査委員の選任について。

次の者を黒川地域行政事務組合監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所といたしまして、大衡村大衡字尾西82番地。氏名、佐々木 修氏でございます。生年月日は、昭和29年11月9日生まれということでございます。この佐々木氏の経歴につきましては、説明資料にあるとおりでございます。適任ということで推薦をさせていただきました。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第12、同意第1号監査委員の選任についてを採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり同意をされました。

日程第13 同意第2号 教育委員会教育長の任命について

○議長（平渡高志君） 日程第13、同意第2号教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

それでは、上野忠弘君の退場を求めます。

それでは、理事長より提案理由の説明を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） 同意第2号でございますが、引き続き議案説明資料もごらんいただきたいと思ひます。

教育委員会教育長の任命についてでございます。次の者を黒川地域行政事務組合教育委員会教育長に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所につきましては、大和町吉岡字古館140番地、氏名、上野忠弘氏、生年月日、昭和28年12月8日生まれでございます。経歴等につきましては、説明資料にあるとおりでございますが、現在、教育長をやっている方の再任という形でよろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第13、同意第2号教育委員会教育長の任命についてを採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり同意をされました。

議場の出入り口を開きます。上野忠弘君の入場を許します。

議長から結果を報告させていただきます。全員賛成で議案のとおり同意されましたので、報告をいたします。

それでは、教育委員会教育長に任命されました上野忠弘君に一言御挨拶をお願いします。

○教育長（上野忠弘君） ただいまは御同意をいただきまして、ありがとうございました。これからも皆さんに支えていただきながら仕事をしてまいりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。（拍手）

○議長（平渡高志君） ありがとうございました。

日程第14 同意第3号 教育委員会委員の任命について

日程第15 同意第4号 教育委員会委員の任命について

○議長（平渡高志君） 日程第14、同意第3号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

なお、日程第15、同意第4号についても、同様に教育委員会委員の任命についてでありますので、説明については2件続けて行うこととし、その後、採決はそれぞれ行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平渡高志君） それでは、理事長より提案理由の説明を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） それでは、同意第3号でございます。説明資料のほうもあわせてごらんいただきたいと思えます。

教育委員会の任命につきまして、次の者を黒川地域行政事務組合教育委員会に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めらるものでございます。

住所は、大和町吉田字柳沢19番地、氏名、若生勝美氏でございます。生年月日につきましては、昭和40年9月11日生まれでございます。経歴につきましては、配付の資料のとおりでございますが、現在も黒川行政の教育委員をやっているということで、引き続きの御承認をお願いしたいと

いうふうに思っております。

続きまして、同意第4号につきまして御説明申し上げます。教育委員会委員の任命についてでございます。

次の者を黒川地域行政事務組合教育委員会の委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名につきましては、大郷町味明字雉子喰23番地の1、鹿野 毅氏でございます。昭和20年7月3日生まれでございます。経歴につきましては、説明資料にあるとおりでございますが、この鹿野氏につきましても現在、黒川行政の教育委員をやっていたいただいております、引き続きの御同意を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

まずは、日程第14、同意第3号教育委員会委員の任命についてを採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり同意をされました。

続いて、日程第15、同意第4号教育委員会委員の任命についてを採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり同意をされました。

理事会から追加の議案が提出されましたので、ただいま事務局で配付をいたしますので、お待ちください。

ただいま配付されました議案について、日程に追加し、追加日程第1として議題とすることについて採決をいたします。

この議題を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることについて賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、議題を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1 同意第5号 助役の選任について

○議長（平渡高志君） 追加日程第1、同意第5号助役の選任についてを議題といたします。

採決については、投票で進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平渡高志君） 御異議なしと認め、採決は投票により行うことといたします。

提案理由の説明を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） それでは、追加日程ということでお認めいただきましてありがとうございます。同意第5号につきまして説明申し上げます。

1ページ、そしてあわせて説明資料もごらんいただきたいというふうに思います。

同意第5号助役の選任についてでございます。

次の者を黒川地域行政事務組合助役に選任することにつきまして、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、大和町宮床字仁田94、氏名、鎌田節夫氏でございます。生年月日は昭和30年5月5日でございます。

鎌田氏の経歴につきましては、説明資料にあるとおりでございますが、鎌田氏につきましては、ごみの広域処理が開始されました昭和55年に、現在の黒川行政の前身であります黒川衛生処理組合に奉職されまして、技術吏員として環境管理センターに勤務いたしました。平成3年の4月の一部事務組合の統合後には、事務局、総務課、消防本部へ勤務し、平成24年から事務局長、総務課長を務め、平成28年3月に定年退職いたしまして、その後、現在も環境管理センター所長として再任用として働いていただいております。

地方公務員としての豊富な行政経験と優れた識見を有し、広域行政を取り巻く環境がますます厳しくなる状況下におきまして、今後直面する課題等に適切に対処し、行政事務組合の事務事業を進めていく上で、助役として最適任であり、議会の同意を求めるものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（平渡高志君） 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより同意第5号助役の選任についてを採決をいたします。

お諮りします。この採決は無記名投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（平渡高志君） ただいまの出席議員は15名です。

次に、立会人を指名をいたします。黒川地域行政事務組合議会会議規則第31条の第2項の規定により、立会人に13番早坂豊弘君、14番佐々木春樹君の2名を指名をいたします。

投票用紙を配付をいたします。（投票用紙配付）

なお、議会会議規則第81条の規定により、本案を可とする諸君は「賛成」、否とする諸君は「反対」と記載を願います。また、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第82条の規定により否とみなして取り扱います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。（「なし」の声あり）

では、立会人、投票箱の確認をお願いをいたします。

〔投票箱の確認〕

○議長（平渡高志君） ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。

総務課長から議席番号、氏名を読み上げますので、順に投票を願います。

○総務課長（阿部愛子君） それでは、1番議員から読み上げさせていただきます。1番金子 透議員、2番浅野直子議員、3番犬飼克子議員、お願いします。（投票）

続きまして、4番千坂裕春議員、5番佐藤 貢議員、6番大友三男議員、お願いします。（投票）

続きまして、7番和賀直義議員、8番千葉勇治議員、9番高橋正俊議員、お願いします。（投票）

続いて、10番山路清一議員、11番浅野俊彦議員、12番藤巻博史議員、お願いします。（投票）

続いて、13番早坂豊弘議員、14番佐々木春樹議員、15番若生 寛議員、お願いいたします。

○議長（平渡高志君） 投票漏れはありませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。13番早坂豊弘君、14番佐々木春樹君、開票の立ち会いをお願いをいたします。

（開票）

投票の結果を報告をいたします。投票総数15票、有効投票15票、無効投票ゼロ票、有効投票のうち、賛成15票、反対ゼロ票

以上のおり、賛成が多数です。したがって、同意第5号助役の選任については、同意することと決定をいたしました。

議場の出入り口を開きます。（議場開錠）

ありがとうございました。

これをもって、本日の日程を全部終了いたします。

会議を閉じます。

平成31年第1回黒川地域行政事務組合議会定例会を閉会をいたします。大変御苦勞さまでした。

午後 2時45分 閉会

以上、上記会議の顛末を記載し、その正当なることを証するため署名する。

平成31年 2月18日

黒川地域行政事務組合議会

議 長 平 渡 高 志

署名議員 浅 野 俊 彦

署名議員 藤 卷 博 史